

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年6月26日

【事業年度】 第65期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 いちよし証券株式会社

【英訳名】 Ichiyoshi Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役(兼)代表執行役社長 小林 正 利

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

【電話番号】 東京(03)3555-6210(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務経営企画担当 高 石 俊 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

【電話番号】 東京(03)3555-6210(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務経営企画担当 高 石 俊 彦

【縦覧に供する場所】 大阪本社
(大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号)

岡山支店
(岡山市内山下一丁目1番5号)

神戸支店
(神戸市中央区加納町六丁目6番1号)

横浜支店
(横浜市西区南幸二丁目20番5号)

千葉支店
(千葉市中央区新町1番地20)

名古屋支店
(名古屋市中区栄三丁目1番26号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社 大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

連結会計年度	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成17年3月31日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
	(平成15年3月期)	(平成16年3月期)	(平成17年3月期)	(平成18年3月期)	(平成19年3月期)
営業収益 (百万円)	9,565	19,561	21,734	27,569	25,482
純営業収益 (百万円)	9,442	19,429	21,538	27,383	25,282
経常利益 又は経常損失(△) (百万円)	△3,476	4,671	5,477	9,855	6,498
当期純利益 又は当期純損失(△) (百万円)	△4,112	4,596	4,967	5,757	3,848
純資産額 (百万円)	28,268	32,520	35,591	40,571	39,318
総資産額 (百万円)	39,096	61,406	62,669	88,736	65,577
1株当たり純資産額 (円)	597.04	708.83	759.64	858.11	826.71
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△85.62	101.07	107.14	122.64	81.09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	100.37	105.14	120.75	80.86
自己資本比率 (%)	72.3	53.0	56.8	45.7	59.9
自己資本利益率 (%)	△13.4	15.1	14.6	15.1	9.6
株価収益率 (倍)	—	7.2	10.5	18.5	23.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,769	180	2,375	3,861	1,664
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	224	516	△132	△2,289	△810
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,517	△433	△1,239	△1,287	△5,072
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	12,295	12,551	13,559	13,850	9,636
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	714 〔64〕	698 〔70〕	821 〔86〕	883 〔83〕	972 〔75〕

(注) 1 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\cdot \text{自己資本比率} = \frac{\text{期末純資産合計} - (\text{新株予約権} + \text{少数株主持分})}{\text{期末資産の部合計}} \times 100(\%)$$

$$\cdot \text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{期首資本の部合計} + \text{期末純資産合計} - (\text{新株予約権} + \text{少数株主持分})) \div 2} \times 100(\%)$$

3 平成15年3月期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

4 平成15年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失が計上されているため、記載していません。

5 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

6 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
営業収益 (うち受入手数料)	(百万円)	9,421 (8,716)	18,886 (16,001)	20,930 (18,888)	26,485 (23,819)	24,520 (22,229)
純営業収益	(百万円)	9,298	18,754	20,734	26,299	24,320
経常利益 又は経常損失(△)	(百万円)	△3,360	4,676	5,363	9,527	6,485
当期純利益 又は当期純損失(△)	(百万円)	△3,994	4,602	4,711	5,492	3,845
資本金	(百万円)	14,495	14,495	14,548	14,555	14,576
発行済株式総数	(千株)	51,419	47,619	47,986	48,036	48,083
純資産額	(百万円)	28,398	32,657	35,472	40,187	38,886
総資産額	(百万円)	39,040	61,356	62,350	88,085	65,006
1株当たり純資産額	(円)	599.79	711.80	757.09	849.98	818.56
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	3.00 (—)	20.00 (—)	30.00 (14.00)	100.00 (15.00)	55.00 (25.00)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(円)	△83.18	101.21	101.62	117.00	81.03
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	100.51	99.72	115.20	80.79
自己資本比率	(%)	72.7	53.2	56.9	45.6	59.8
自己資本利益率	(%)	△12.9	15.1	13.8	14.5	9.7
株価収益率	(倍)	—	7.2	11.1	19.4	23.3
配当性向	(%)	—	19.8	29.5	85.5	67.9
純資産(株主資本)配当率	(%)	0.50	2.8	3.9	11.8	6.6
自己資本規制比率	(%)	511.4	550.2	584.0	540.3	503.9
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕	(名)	673 〔40〕	665 〔51〕	777 〔71〕	834 〔72〕	911 〔66〕

(注) 1 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 第64期の1株当たり配当額100円には、設立55周年記念配当55円を、第65期の1株当たり配当額55円には、東証・大証市場第一部指定記念配当20円(中間配当10円、期末配当10円)を含んでおります。

3 上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\begin{aligned} \text{自己資本比率} &= \frac{\text{期末純資産合計} - \text{新株予約権}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100(\%) \\ \text{自己資本利益率} &= \frac{\text{当期純利益}}{(\text{期首資本の部合計} + \text{期末純資産合計} - \text{新株予約権}) \div 2} \times 100(\%) \\ \text{株主資本配当率} &= \frac{\text{配当金総額}}{\text{資本合計}} \times 100(\%) \\ \text{純資産配当率} &= \frac{\text{普通株式に係る1株当たり配当額(年間)}}{(\text{期首1株当たり純資産} + \text{期末1株当たり純資産}) \div 2} \times 100(\%) \end{aligned}$$

・自己資本規制比率は証券取引法に基づき、決算数値を基に算出したものであります。

4 第61期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

5 第61期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

6 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。なお、第65期から会計基準の変更に伴い、株主資本配当率に替えて純資産配当率を記載しております。

7 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【沿革】

提出会社は、昭和19年5月29日、証券業大森商店(代表者 大森陳太)、証券業赤坂商店(代表者 赤坂福太郎)、証券業高木商店(代表者 高木清太郎)の3店が合併し、大阪市東区(現中央区)に三栄証券株式会社として、資本金50万円で設立されました。設立後の沿革の概要は次のとおりであります。

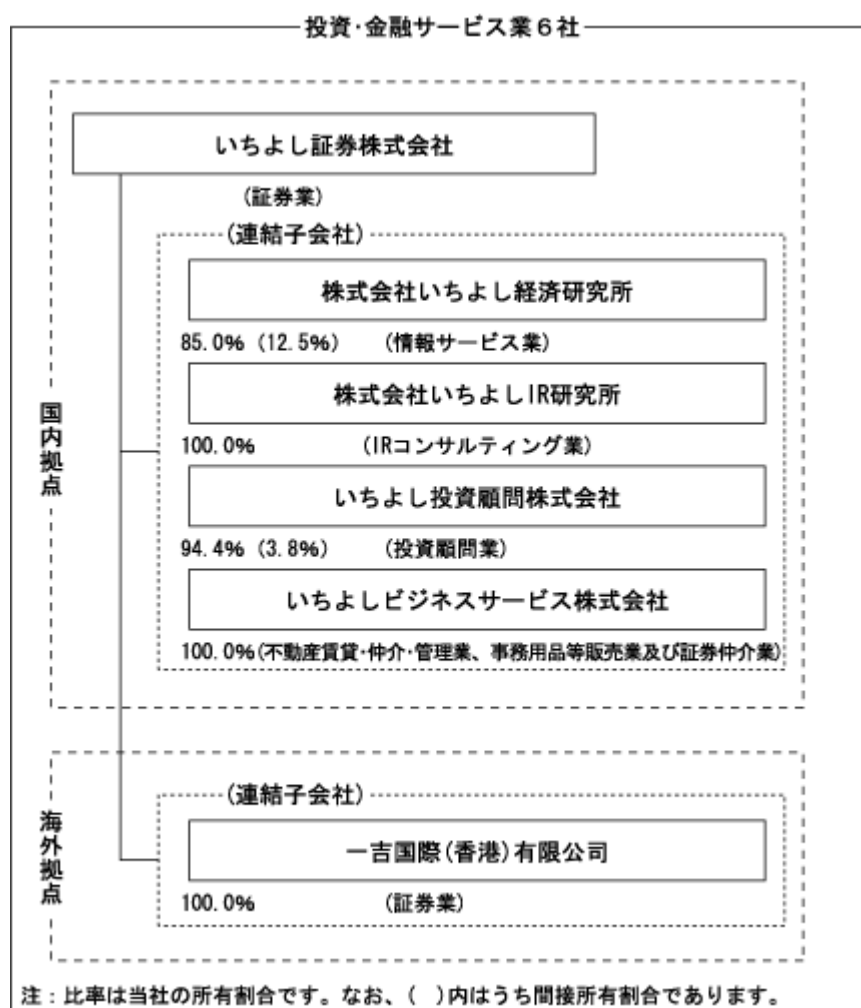
年月	概要
昭和23年10月	証券取引法に基づく証券業者としての登録を受ける。
24年4月	大阪証券取引所(現・株式会社大阪証券取引所)の正会員となる。
25年8月	一吉証券株式会社に商号を変更する。
37年12月	一吉不動産株式会社(平成11年6月、いちよしビジネスサービス株式会社に商号変更(現・連結子会社))を設立する。
43年4月	改正証券取引法に基づく証券業の免許を受ける。
46年10月	東京証券取引所(現・株式会社東京証券取引所)の正会員となる。
58年10月	御坊阪本証券株式会社を吸収合併する。
61年6月	資本金を35億45百万円に増資し、総合証券となる。
61年10月	一吉投資顧問株式会社を設立し、調査部門を分離独立する。
61年11月	香港駐在員事務所を現地法人化して、一吉国際(香港)有限公司(現・連結子会社)を設立する。
62年5月	株式会社一吉調査センター(平成2年4月、株式会社一吉証券経済研究所に商号変更)を設立し、一吉投資顧問株式会社の調査部門を同社に移管する。
63年4月	日本銀行との当座預金取引を開始する。
63年5月	国債元利金支払取扱店の承認を日本銀行から受ける。
63年11月	名古屋証券取引所(現・株式会社名古屋証券取引所)の正会員となる。
平成元年3月	日本銀行との手形貸付取引の承認を受ける。
元年4月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第二部に上場する。
2年3月	株式会社一吉ファイナンス(平成5年5月、株式会社一吉エンタープライズに商号変更)を設立する。
4年4月	シンガポール駐在員事務所を現地法人化して、イチヨシ マーチャント バンク シンガポール リミテッドを設立する。
4年5月	インドネシアの総合証券会社に資本参加し、社名をピー ティー イチヨシ アルファ セキュリティーズ(平成11年4月、ピー ティー イチヨシ セキュリティーズ インドネシアに社名変更)とする。
10年12月	改正証券取引法に基づく証券会社として登録。
11年1月	抵当証券業の規則等に関する法律に基づく抵当証券業の登録を受ける。
12年3月	株式会社一吉エンタープライズを清算する。
12年7月	「一吉証券株式会社」から「いちよし証券株式会社」に商号変更する。
12年7月	本店を東京都中央区に移転する。
12年7月	「一吉投資顧問株式会社」から「いちよし投資顧問株式会社」に商号変更する。
12年7月	「株式会社一吉証券経済研究所」から「株式会社いちよし経済研究所」に商号変更する。
12年12月	いちよし投資顧問株式会社を連結子会社とする。
12年12月	株式会社いちよし経済研究所を連結子会社とする。
13年12月	ピー ティー イチヨシ セキュリティーズ インドネシアを連結子会社から除外とする。
14年4月	抵当証券の販売の媒介等の業務を廃止する。
14年8月	イチヨシ マーチャント バンク シンガポール リミテッドを清算する。
15年6月	提出会社が委員会等設置会社へ移行する。
18年3月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定される。
18年7月	株式会社いちよしIR研究所を設立し連結子会社とする。
19年3月末現在	連結子会社数は5社。提出会社の店舗数は32店となる。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の関係会社5社(連結子会社5社)で構成され、主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業を展開しております。

当社の具体的業務は、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い、及びその他の証券業であり、これらに関するお客様の多様なニーズに対応したサービスを提供しております。

また、当社の関係会社は、当社の業務に関連した事業を展開しております。「株式会社いちよし経済研究所」は中小型成長企業の株式に係る調査・情報収集、「株式会社いちよしIR研究所」はIRコンサルティング業務の受託、「いちよし投資顧問株式会社」は投資一任業務及び投資助言業務を通じたアセット・マネジメント業務、「いちよしビジネスサービス株式会社」は当社グループにおける周辺業務の事務代行サービス、不動産賃貸・仲介・管理業、事務用品等の販売及び証券仲介業、「一吉国際(香港)有限公司」は有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介をそれぞれ行っております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合(%)	被所有割合(%)	
(連結子会社) 株式会社 いちよし経済研究所	東京都中央区	20百万円	情報サービス業	85.0 (12.5)	—	調査・情報収集の受託 役員の兼任 4名 提出会社から建物の賃借
株式会社 いちよしIR研究所	東京都中央区	100百万円	IRコンサルティング業	100.0	—	IRコンサルティング業務 役員の兼任 3名
いちよし投資顧問 株式会社	東京都中央区	400百万円	投資顧問業	94.4 (3.8)	—	投資顧問業務における有価証券の売買等の取引 役員の兼任 3名
いちよしビジネス サービス株式会社	東京都中央区	240百万円	不動産賃貸・仲介・管理業、事務用品等販売業及び証券仲介業	100.0	—	当社グループの事務代行及び事務用品等販売業 役員の兼任 3名、 提出会社との建物の賃貸借
一吉国際(香港)有限公司 (注2)	中華人民共和国 (香港)	1,500百万円	証券業	100.0	—	有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介 役員の兼任 2名

- (注) 1 議決権の所有割合の()内は間接所有で内数表示しております。
 2 特定子会社であります。
 3 上記の各社は有価証券届出書または有価証券報告書を提出していません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成19年3月31日現在)

	従業員数(名)
連結会社合計	972 [75]

- (注) 1 当社グループは主に、投資・金融サービス業という事業セグメントに属しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。
 2 従業員数は就業人員であり、[]内は年間の平均臨時雇用者数を外書きしております。
 3 従業員数は、契約社員(129名)及び歩合外務員(16名)を含め、顧問(1名)、相談役(2名)及び嘱託(3名)を除いております。また、臨時雇用者には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

(平成19年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
911 [66]	38.9	8.5	7,871,739

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であります。
 2 従業員数は就業人員であり、[]内は年間の平均臨時雇用者数を外書きしております。
 3 従業員数は、契約社員(113名)及び歩合外務員(16名)を含め、相談役(1名)及び嘱託(2名)を除いております。また、臨時雇用者には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 4 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5 平均年間給与は、契約社員(113名)及び歩合外務員(16名)分を含んでおりません。

(3) 労働組合の状況

いちよし証券従業員組合は経済生活の向上と労働条件の改善のため、昭和44年7月30日に結成されました。当組合は当社グループの職員のみをもって組織する単一組合であり、外部上部団体には所属していません。現在、各社とも労使関係は終始円満に推移しており、労使関係については特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績の状況

当連結会計年度のわが国経済は、好調な企業収益を軸に緩やかな景気拡大が持続しました。企業部門から家計部門への波及は歩みが遅いものの、概ね順調な回復をみせました。

株式市場では、日経平均株価は期初に企業収益の拡大を背景に1万7,563円をつけた後、6月、7月に村上ファンドの代表者逮捕、北朝鮮のミサイル発射、日銀によるゼロ金利政策の解除などにより、1万4,000円台の調整を余儀なくされました。しかし、8月以降は経済の「脱デフレ」色が濃厚になるとともに、安倍内閣の発足を契機に外国人投資家も買い姿勢を高め、株価は回復に転じました。さらに企業収益の拡大を確認するとともに原油市況の下落、米国株式の上昇も加わり、年明けの2月には1万8,000円台に進みましたが、2月末の世界同時株安に連なり日経平均株価は1,000円程度調整して期末を迎えました。一方、ジャスダック市場を始めとする新興市場は不調な動きに終始しました。

当連結会計年度における東証一日平均売買代金は前連結会計年度比114.7%の2兆7,566億円と前年度の水準を上回ったものの、ジャスダック市場の一日平均売買代金は同74.1%と前年度の水準を下回り743億円となりました。

ジャスダック市場の売買高が低水準で推移するなど当社のエクイティ営業には逆風となりましたが、マーケット環境の変化に柔軟に対応し、大型株にシフトするなど積極的に投資アドバイスに努めました。一方で、「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド」「グローバル・リート・プラス」等の投資信託の販売および変額個人年金保険の販売に注力してまいりました。「グローバル・ソブリン・オープン」に加え、上記投資信託の残高増加に努めました。

その結果、純営業収益は前連結会計年度比92.3%の252億82百万円となりました。一方、販売費・一般管理費は同107.5%の189億21百万円となり、経常利益は同65.9%の64億98百万円となりました。

また、当連結会計年度末の預り資産は、平成18年3月末比99.6%の1兆9,665億円となりました。

内訳につきましては以下のとおりです。

① 受入手数料

受入手数料の合計は前連結会計年度比92.8%の227億28百万円となりました。

	平成18年3月期(百万円)	平成19年3月期(百万円)
受入手数料	24,481	22,728
委託手数料	13,370	10,039
引受け・売出し手数料	1,028	803
募集・売出しの取扱手数料	5,097	5,617
その他	4,984	6,267

委託手数料：

株券の委託手数料合計は前連結会計年度比75.0%の100億11百万円となりました。

このうち、株式委託手数料に占める中小型株式（東証2部・大証2部、ジャスダック、マザーズ、ヘラクレス）の割合は17.7%となりました。

引受け・売出し手数料：

発行市場では、主幹事2社を含む新規公開企業38社の幹事・引受シ団に加入（前連結会計年度は、主幹事2社を含む新規公開企業28社の幹事・引受シ団に加入）いたしました。既公開企業の公募・売出に関しては主幹事1社を含む19社（前連結会計年度は、主幹事2社を含む33社）の幹事または引受シ団への参入となりました。この結果、株券及び債券の引受け・売出し手数料合計は前連結会計年度比78.1%の8億3百万円となりました。また、当連結会計年度末における累計引受社数は783社（うち主幹事25社）となりました。

募集・売出しの取扱手数料：

毎月分配型ファンドを中心に販売した投資信託に係る手数料が前連結会計年度比107.3%の54億37百万円と増加し、募集・売出しの取扱手数料の合計は同110.2%の56億17百万円となりました。

その他の受入手数料：

その他の受入手数料は、投資信託の当連結会計年度末の預り残高が前連結会計年度比120.6%の9,093億円に増加したことにより、信託報酬が同128.4%の53億67百万円となり、これに変額個人年金保険及び投資銀行業務(M&Aに関するアドバイス等)の手数料が加わり、同125.7%の62億67百万円となりました。

② トレーディング損益

	平成18年3月期(百万円)	平成19年3月期(百万円)
トレーディング損益	1,897	1,456
株券等トレーディング損益	1,398	1,041
債券等・その他の トレーディング損益	499	414
(債券等トレーディング損益)	488	379
(その他のトレーディング損益)	11	35

株券等のトレーディング損益は、前連結会計年度比74.5%の10億41百万円の利益となりました。債券等・その他のトレーディング損益は、同83.1%の4億14百万円の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計では同76.7%の14億56百万円の利益となりました。

③ 金融収支

金融収益は、前連結会計年度比109.0%の8億34百万円、金融費用は、同107.4%の1億99百万円となり、差引き金融収支は同109.5%の6億35百万円の利益となりました。

④ 販売費・一般管理費

人員増に伴う人件費の増加及び事務委託費等の増加により、販売費・一般管理費は前連結会計年度比107.5%の189億21百万円となりました。

⑤ 営業外損益及び特別損益

当連結会計年度の営業外損益は137百万円の利益となり、当連結会計年度の経常利益は前連結会計年度比65.9%の64億98百万円となりました。

また、特別利益は、投資有価証券売却益4億32百万円等で、4億40百万円を計上いたしました。特別損失は、固

定資産除却損64百万円、証券取引責任準備金繰入48百万円等で、1億28百万円を計上いたしました。

その結果、特別損益は3億12百万円の利益となりました。

これらにより、税金等調整前当期純利益は前連結会計年度比69.3%の68億10百万円となり、これに法人税、住民税及び事業税25億76百万円並びに法人税等調整額3億89百万円等を差引きした結果、当期純利益は同66.9%の38億48百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益に加え、短期差入保証金の減少等により増加したものの、法人税等の支払い増加により減少し、16億64百万円（前連結会計年度比21億96百万円の減少）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産及び投資有価証券の取得による支出等により、△8億10百万円（同14億78百万円の増加）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により、△50億72百万円（同37億85百万円の減少）となりました。

以上により、当連結会計年度末における現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末残高に比べ、42億13百万円減少し、96億36百万円となりました。

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング商品：

最近2連結会計年度末におけるトレーディング商品残高は以下のとおりであります。

	平成18年3月31日(百万円)	平成19年3月31日(百万円)
資産の部のトレーディング商品	897	562
商品有価証券等	897	562
株券	0	—
債券	790	455
CP及びCD	—	—
受益証券等	107	107
その他	—	—
デリバティブ取引	—	—
オプション取引	—	—
為替予約取引	—	—
その他	—	—
負債の部のトレーディング商品	1	1
商品有価証券等	—	—
株券	—	—
債券	—	—
CP及びCD	—	—
受益証券等	—	—
その他	—	—
デリバティブ取引	1	1
オプション取引	—	—
為替予約取引	1	1
その他	—	—

トレーディングに係るリスク管理体制：

当社グループのリスク管理の基本は、財務状況及び外部環境等に合わせてリスクを適切にコントロールすることにあります。そのため当社グループにおいては、提出会社の内部統制委員会が当社のリスク管理に関する全般的方針・具体的方針の策定等を行うため、リスク管理委員会に諮問してこれを策定しております。また、リスク管理委員会においては、財務状況等の変化に応じて適宜、リスク管理に関する具体的方針を見直しております。

トレーディング部門では、そのリスク管理方針等に沿った社内規程に基づき、取引を行う各部門毎及び各商品毎にポジション運用枠、ロスカット基準などを設けた上で、運用環境、当社財務状況等を勘案し、リスク管理委員会において運用枠等の見直しを図りつつトレーディング業務を行っております。

さらに、売買を執行する部署から独立したリスク管理担当部署において、市場リスク、信用リスクに対する日常的なモニタリングを行い、当社グループの経営陣及び関連部署に日々報告しております。

2 【対処すべき課題】

当社は、お客様との長期にわたるお取引を基本として、マーケット環境の変化を的確に捉えた資産運用サービスをご提供し、その結果としての預り資産の拡大を図っております。さらに、新興成長企業への新規公開業務、引受業務、M&Aアドバイザーなどの投資銀行業務の強化に取り組んでおります。

ニュービジネスとして、平成19年2月より「ラップアカウントMYSTAR」の取扱いを開始いたしました。これは、お客様の投資スタイルに沿ったポートフォリオをご案内していく資産運用・管理サービスで、益々充実したサポートができるものと考えております。さらに、海外機関投資家のニーズに応えるべく中小型成長株のリサーチ・レポートの英文配信サービスを行ってまいります。

一方、金融・証券大競争時代にふさわしい人材育成のための積極的な投資、各種IT投資を予定しております。特に、教育研修には営業収益の1%程度を投資する方針であり、職員のスキルアップを継続的に図ってまいります。また、営業基盤をより堅固にするため、いちよしダイレクト室（コールセンター）の機能アップ、及び愛知県を中心に位置する岡崎支店を平成19年4月23日にオープンしております。

コスト面については、既存業務やインフラを定期的に見直すことを通じて、継続的にコスト削減に取り組んでまいります。

< 当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策） >

(1) 目的

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社を作ろう」を合い言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation” にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

ところで、近時の資本市場における大規模買付行為の中には、買付目的や買付後の経営戦略などについて株主の皆様に対する十分な情報開示がなされないまま買付行為が行われたり、対象企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく一方的に大規模買付行為を進めるような事例が見受けられます。

本来、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものです。また、その前提としては、株主の皆様に対して、当該買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報が提供され、それらの情報を検討するための時間が与えられなければならないと考えます。

即ち、かかる大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から大規模買付行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等について十分な情報が提供され、また、対象会社の経営陣が当該大規模買付行為を検討・評価した上、対象会社としての意見表明や情報提供等を行い、これらの情報を前提に十分な検討の時間を取ったうえで株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断をなすことができるようにするべきものと考えております。このような必要十分な情報提供と熟慮期間の確保は、自由・公正な証券市場を形成する上で不可欠なものであると考えております。

そこで、当社は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の取得行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の取得行為を併せて大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたしました。

なお、大規模買付ルールについては、平成19年6月23日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。また、当該時点において、特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通知や提案を受けている事実はありません。

(2) 大規模買付ルールの概要

当社の定める大規模買付ルールは、イ．大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）から当社取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報が提供され、ロ．当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為の開始を認める、というものです。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。
- ② 大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要であるとして当社取締役会が定める情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上記意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として十分でないと考えられる場合、必要かつ十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付情報の主な項目は、以下のとおりです。

イ．大規模買付者及びその特定株主グループの概要

ロ．大規模買付行為の目的及び内容

ハ．買付対価の算定根拠及び買付資金の裏づけ

ニ．大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画

ホ．大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、取引先、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針

ヘ．大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らして大規模買付行為の適法性についての考え方

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

- ③ 当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度等に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、原則として、イ．対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合には60日間、ロ．その他の大規模買付行為の場合には90日間、が取締役会及び独立委員会による評価、検討、意見形成、交渉、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することができるものとします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会（その詳細については、下記(3)③「独立委員会の設置」をご参照下さい。）に対して伝え、また、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、下記(3)記載のとおり勧告を行うものとします。

(3) 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動に際しては、必ず独立委員会の勧告を得るものとし、その勧告を最大限尊重し、当社取締役会が対抗措置の発動を決定します。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、(注4)新株予約権の概要のとおりとします。なお、実際に新株予約権無償割当てを実施する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、及び取得条項等を設けることがあります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下のイ. ないしへ. の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。

- イ. 真に当社の経営に参加する意思がないにも関わらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- ロ. 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- ハ. 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資源として流用する予定で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- ニ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をかけさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

ホ. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。）

へ. その他、イ. ないしホ. に準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損し、当社に回復し難い損害をもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合

③ 独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを定めるに際し、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立性の高い社外取締役等で構成される独立委員会を設置いたしました。大規模買付ルール設定当初の独立委員会の委員は3名とし、その詳細は(注5)独立委員会委員略歴のとおりです。

独立委員会は、当社取締役会等から受領した大規模買付情報や取締役会の意見などの検討等を行い、また、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善するために必要と認めた場合、直接又は間接に、大規模買付者と協議、交渉等を行います。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、及び対抗措置をとるか否かの判断を行い、当社取締役会に対して勧告を行います。独立委員会は、その判断をするにあたっては、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、執行役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができますものとします。なお、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重して、大規模買付者に対して対抗措置を講じるか否かの決定を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じることを決定した場合、対抗措置の具体的内容等について速やかに情報開示を行います。

(4) 株主・投資家に与える影響等

① 大規模買付ルール導入時の影響等

大規模買付ルールの導入は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、大規模買付ルールの導入時点では、新株予約権無償割当て等はい行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

② 大規模買付ルールに定める対抗措置の発動時の影響等

対抗措置の発動によって、株主の皆様（大規模買付者及びその特定株主グループ等を除きます。）が法的権利の毀損や経済的な損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様が当社株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令及び証券取引所規則に従ってお知らせいたします。ただし、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権

の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、当社取締役会は、具体的な対抗措置の発動を決議した後であっても、行使期間開始日までの間は、当該対抗措置を中止することが当社の安定的かつ持続的な企業価値の確保・向上に資すると判断した場合には、当該対抗措置を中止する場合があります。この場合には、一株当たりの株式価値の希釈化が生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化を前提として売付等を行った株主又は投資家の皆様は株価の変動により、相応の損害を被る可能性があります。

(5) 本方針の有効期限

本方針の有効期限は、平成20年6月開催予定の定時株主総会終結時までとします。ただし、本方針の有効期限満了前であっても、当社株主総会又は取締役会において、本方針を廃止する旨の決議がなされたときは、その時点で本方針は廃止されるものとします。

(注1) 特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者も含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。）

又は、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。）

を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（証券取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。以下、同じとします。）も加算して計算するものとします。）

又は、

(ii) 特定株主グループが、(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。）の合計

をいいます。

(注3) 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する「株券等」をいいます。

(注4) 新株予約権の概要

(i) 新株予約権の数

新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(ii) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(iii) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(iv) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の1個の目的である株式の種類は、当社が現に発行している株式（普通株式）とし、新株予約権の1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(v) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の価額とします。

(vi) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(ix)(ロ)に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(vii) 本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ、ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(ix)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(viii) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(ix) 当社による本新株予約権の取得

(イ) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

(ロ) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものと、その後も同様とします。

(注5) 独立委員会委員略歴

当社の独立委員会の委員は、以下の3名といたします。

早川 成信 (はやかわ しげのぶ)

(略歴) 第4 「提出会社の状況」 5 「役員の状況」 参照

※ 早川成信氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

渡邊 啓司 (わたなべ けいじ)

(略歴) 第4 「提出会社の状況」 5 「役員の状況」 参照

※ 渡邊啓司氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

安齋 隆 (あんざい たかし)

(略歴)

1941年生

1963年 4月 日本銀行 入行

1985年 3月 同行新潟支店長

1994年 5月 同行考査局長

1994年 12月 同行理事

1998年 11月 日本長期信用銀行頭取

2000年 8月 (株)イトーヨーカ堂顧問

2001年 4月 アイワイバンク銀行(現 セブン銀行)取締役社長(現任)

※ 安齋隆氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

(注6) 当社の大株主の状況

第4 「提出会社の状況」 1 「株式等の状況」 (6) 「大株主の状況」 参照

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性のある主なリスクには以下のようなものがあり、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項として考えております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避および発生した場合の対処に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成19年6月26日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 証券業の収益変動リスク

国内および海外株式・債券相場が下落または低迷した場合、流通市場での売買高が減少し、結果として当社の売買委託手数料が減少する可能性があります。また、これに付随して、発行市場においても同様の影響を受ける可能性があります。

(2) 市場リスク

当社では、自己勘定でトレーディング業務を行っており、株価、金利および外国為替相場等の変動により、保有する有価証券等の価格が変動し、損失が発生する可能性があります。

(3) 信用（取引先）リスク

取引先の債務不履行等（信用状態の変化を含む）により、損失を被る可能性があります。

(4) 流動性リスク

金融情勢または当社グループの財務内容の悪化等により、資金調達面で制約を受け、資金の流動性に障害が生じる可能性、および通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失が発生する可能性があります。

(5) 事務リスク

当社グループでは、各種マニュアルの整備やコンプライアンス体制の整備強化に努めておりますが、事務処理プロセスで発生する事務ミス、事故、または不正等により損失が発生する可能性があります。

(6) システムに関するリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動、または災害や停電による障害等により損失が発生する可能性、およびコンピュータが不正に使用されることにより損失が発生する可能性があります。

(7) リーガルリスク

法令違反等があった場合、損失が発生する可能性、訴訟の提起を受ける可能性、および監督当局から行政処分等を受ける可能性があります。

(8) 情報関連リスク

インサイダー取引、内部情報の漏洩、および不適切な情報開示により、損失が発生する可能性、および社会的信用が低下する可能性があります。

(9) 競争によるリスク

証券業界は本格的な競争時代を迎えており、今後ますます競争は激化していくことが予想されます。こうした中、当社グループが、競争上の優位性を確保できない場合、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法制度等の変更によるリスク

昨今の証券業界を取り巻く各種法制度等の改正により、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態及び経営成績の分析】

当社グループに関する財政状態及び経営成績の分析・検討内容は原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成19年6月26日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積もりを必要とします。経営者は、これらの見積もりについて過去の実績等を合理的に勘案し判断しておりますが、実際の結果は、見積もり特有の不確実性があるため、これらの見積もりと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針が連結財務諸表における重要な見積もりの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

① 繰延税金資産

当社グループの主たる事業である証券業は、証券市場の変動を大きく受ける市況産業であるため、業績変動の幅が大きく、長期にわたり安定的な課税所得の発生を予測することが困難であります。そのため、繰延税金資産については、将来の回収可能性を慎重に判断しております。

② 賞与引当金

当社グループの賞与引当金は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。この具体的な計算方法は、賞与の前支給対象期間の業績対比等の係数を基礎として算出しております。

③ ポイントサービス引当金

当社の「いちよしポイントサービス」の顧客のポイントの利用による費用負担に備えるため、過去の利用実績に基づき当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。このポイントサービスは、顧客が指定の投資信託を購入した場合に購入ポイントを、また、ある一定期間保有した場合に保有ポイントを付与し、そのポイント残高に応じて商品と交換できる制度であります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの経営成績は、当連結会計年度において、営業収益は前連結会計年度比92.4%の254億82百万円、経常利益は同65.9%の64億98百万円にとどまりました。株式市場は年明けの2月には外国人投資家の買い姿勢が強まったことや原油市況の下落、米国株式の上昇等の要因から、日経平均株価が1万8,000円台に進む場面もありましたが、総じてボックス圏内の動きにとどまり、特にジャスダック市場を始めとする新興市場が不調な動きに終始した結果、株券の委託手数料が大きく落ち込んだことが主な要因であります。

① 営業収益の分析

イ. 受入手数料

当社グループにおいては、株券の委託手数料は受入手数料の約44%を占める大きな収益の柱であります。そのため、短期売買ではなく、中長期的なスタンスに立った提案営業を基本とし、お客様の預り資産拡大を目指しております。株式市場は新興市場の売買高が低水準で推移するなど、中小型株式のリサーチに強みを持つ当社グループのエクイティ営業には逆風となりましたが、マーケット環境の変化に柔軟に対応し、大型株にシフトするなど積極的に投資アドバイスに努めました。その結果、株券の委託手数料は、株券委託手数料に占める中小型株式の割合が前連結会計年度の35.9%から17.7%と半減した分を、大型株で前連結会計年度と同程度の委託手数料を確保するなど落ち込みをカバーしましたが、前連結会計年度比75.0%の100億11百万円にとどまりました。株券の引受け・売出し手数料は、主幹事のIPO2社の引受額が前連結会計年度と比較して規模が小さく、同77.4%の7億96百万円にとどまりました。

また、もう一つの柱である投資信託の販売に引き続き注力し、当連結会計年度から、「グローバル・ソブリン・オープン」の成功モデルをベースに、投資信託の主力ポートフォリオに「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド」「グローバル・リート・プラス」等を加えるなど商品構成の拡充を図ってまいりました。その結果、募集・売出しの受益証券の取扱手数料は同107.3%の54億37百万円、その他の受入手数料における受益証券の手数料（信託報酬）も同128.4%の53億67百万円と大幅に増加し、その結果、投資信託の投信関連手数料（販売手数料+信託報酬）が108億4百万円となり、投信関連手数料が株券の委託手数料を初めて上回るなど、目標とする株式市況に影響されない収益構造の確立に向けて、さらに一步前進しました。

ロ. トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、株式市況の低迷により、前連結会計年度比74.5%の10億41百万円となりました。債券・為替等のトレーディング損益は、外国債券の販売が減少したことにより、同83.1%の4億14百万円となりました。

② 販売費・一般管理費の分析

当連結会計年度の販売費・一般管理費は、人件費(人員増)及び事務委託費等の増加により、前連結会計年度比107.5%の189億21百万円となりました。

主な増加の項目は以下のとおりであります。

イ. 人 件 費

新卒や中途採用による人員増(前連結会計年度比で89名増加)により、固定費が増加したことが主な要因であります。

ロ. 事 務 費

外部に委託している基幹システム費やいちよしダイレクト室(コールセンター)のサービス拡充に伴う派遣社員の増加(下期より約20名増加)等が主な要因であります。

ハ. 減価償却費

前連結会計年度からの計画的な店舗改装に伴い、建物、器具・備品等の有形固定資産が増加していること、また、当連結会計年度においては、インターネット口座閲覧システムやラップアカウントのサービス開始に伴い、ソフトウェアが増加したことが主な要因であります。

(3) 当連結会計年度の財政状態(資本の財源及び資金の流動性について)の分析

当連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高は96億36百万円(前連結会計年度比42億13百万円の減少)となりました。営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益に加え、信用取引に係る短期差入保証金の減少等により増加したものの、法人税等の支払い増加により減少し、16億64百万円(同21億96百万円の減少)にとどまりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産及び無形固定資産の取得や投資有価証券の取得等により、△8億10百万円(同14億78百万円の増加)となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により、△50億72百万円(同37億85百万円の減少)となりました。

資金の流動性については、現金及び現金同等物の期末残高が96億36百万円と前連結会計年度比で42億13百万円減少しております。これは信用取引に係る貸付金の期末残高約347億円のうち、現金及び現金同等物の余剰資金約190億円を自己融資(自己融資の比率約55%)に振り替えるなど、資金の有効活用を考慮したものであり、十分な流動性を確保しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループの当連結会計年度の設備投資の主なものとしては、提出会社においては、店舗の新設、移転、改装による設備の新設、土地の取得及びインターネット口座閲覧システム及びラップシステムの導入等、国内子会社においては設立による設備の新設及び建物、土地の売却等を行いました。

(1) 店舗の新設

いちよしダイレクト室（平成18年9月）

(2) 店舗の移転

御坊支店（平成18年9月）

(3) 重要な設備の新設

当連結会計年度において、主な設備の新設は下記のとおりであります。

なお、所要金額はすべて自己資金によっております。

① 提出会社

会社名	事業所名 (所在地)	内容	設備の内容	所要金額 (百万円)	完了年月または 取得年月
提出会社	横浜支店 (横浜市西区)	店舗改装	建物及び器具・備品	21	平成18年8月
提出会社	御坊支店 (和歌山県御坊市)	店舗移転 及び改装	建物及び器具・備品	36	平成18年9月
提出会社	浦安支店 (千葉県浦安市)	店舗改装	建物及び器具・備品	12	平成18年9月
提出会社	本店 (東京都中央区)	店舗改装	建物及び器具・備品	19	平成18年8月
提出会社	いちよしダイレクト室 (東京都中央区)	店舗新設	建物及び器具・備品	39	平成18年9月
提出会社	本店 (東京都中央区)	インターネット 口座閲覧シ ステム	ソフトウェア	94	平成18年5月
提出会社	大阪本社 (大阪市中央区)	土地取得	土地 面積 48.1㎡	56	平成18年7月
提出会社	本店 (東京都中央区)	ラップ システム	ソフトウェア	47	平成19年2月

上記の店舗移転及び改装は、従来より行っております「ブランド・ブティックハウス」構築のためのブランドイメージ発信を目的とした店舗デザインの変更によるものであります。

② 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	内容	設備の内容	所要金額 (百万円)	取得年月
株式会社 いちよし IR研究所	本店 (東京都中央区)	設立による 新設	建物及び器具・備品	16	平成18年7月

(4) 重要な設備の売却

当連結会計年度において以下の設備を売却いたしました。

--	--	--	--	--	--

会社名	名称 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	売却年月
いちよしビジネス サービス株式会社	伏見ビル (京都市伏見区)	建物	9	平成18年4月
		土地	67	
		合計	77	

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

店舗名	所在地	建物及び 構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)			
本店	東京都中央区	179	—	—	179	290	賃借
東京支店	東京都中央区	17	—	—	17	22	賃借
赤坂支店	東京都港区	18	—	—	18	15	賃借
中目黒支店	東京都目黒区	17	—	—	17	16	賃借
吉祥寺支店	東京都武蔵野市	15	—	—	15	13	賃借
横浜支店	横浜市西区	24	—	—	24	28	賃借
上大岡支店	横浜市港南区	15	—	—	15	15	賃借
千葉支店	千葉市中央区	18	—	—	18	15	賃借
浦安支店	千葉県浦安市	34	—	—	34	20	賃借
越谷支店	埼玉県越谷市	15	—	—	15	13	賃借
名古屋支店	名古屋市中区	30	—	—	30	36	賃借
大阪本社 (分室を含む)	大阪市中央区	63	165	216.7	228	54	所有及び いちよし ビジネス サービ スから の賃借
梅田支店	大阪市北区	11	—	—	11	16	賃借
今里支店	大阪市東成区	19	—	—	19	18	賃借
針中野支店	大阪市東住吉区	2	—	—	2	16	いちよし ビジネス サービ スから の賃借
難波支店	大阪市中央区	22	—	—	22	18	賃借
石橋支店	大阪府池田市	6	—	—	6	19	賃借
岸和田支店	大阪府岸和田市	5	—	—	5	13	賃借
枚方支店	大阪府枚方市	8	29	42.1	38	18	所有及び 賃借
八尾支店	大阪府八尾市	16	—	—	16	17	賃借
神戸支店	神戸市中央区	19	—	—	19	21	賃借
加古川支店	兵庫県加古川市	37	—	—	37	20	賃借

店舗名	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)			
伏見支店	京都市伏見区	24	—	—	24	26	賃借
高田支店	奈良県大和高田市	146	64	396.6	210	27	所有
学園前支店	奈良県奈良市	45	—	—	45	13	賃借
御坊支店（注）	和歌山県御坊市	30	—	—	30	16	いちよし ビジネス サービス ㈱からの 賃借
田辺支店	和歌山県田辺市	20	—	—	20	13	賃借
岡山支店	岡山県岡山市	69	123	325.8	193	34	所有
倉敷支店	岡山県倉敷市	25	—	—	25	31	賃借
小豆島支店	香川県小豆郡 土庄町	31	—	—	31	9	賃借
大牟田支店	福岡県大牟田市	13	—	—	13	14	賃借
いちよし ダイレクト室	東京都中央区	26	—	—	26	15	賃借

（注） 御坊支店は、平成18年9月11日に同一市内で移転しております。

(2) 国内子会社

会社名	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)			
株式会社 いちよし経済 研究所	東京都中央区	1	—	—	1	21	賃借
いちよし投資顧問 株式会社	東京都中央区	11	—	—	11	13	賃借
いちよしビジネス サービス株式会社	東京都中央区 大阪市中央区	84	228	490.2	312	16 [9]	所有、賃 借及びい ちよし証 券㈱から の賃借
株式会社いちよし I R研究所	東京都中央区	10	—	—	10	7	賃借

（注） 従業員数は就業人員であり、〔 〕内は年間の平均臨時雇用者数を外書きしております。また、臨時雇用者にはアルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(3) 在外子会社

主要な設備はございません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所 (所在地)	内容	投資金額(百万円)		資金調達 方法	着工年月	完了予定 年月
			総額	既支払額			
提出会社	岡崎支店 (愛知県岡崎市)	店舗新設	15	—	自己資金	平成19年3月	平成19年4月
提出会社	石橋支店 (大阪府池田市)	店舗移転 及び改装	74	—	自己資金	平成19年3月	平成19年4月
提出会社	枚方支店 (大阪府枚方市)	店舗移転 及び改装	72	—	自己資金	平成19年4月	平成19年5月
提出会社	研修センター (東京都中央区)	新設	28	—	自己資金	平成19年3月	平成19年4月

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	168,159,000
計	168,159,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月26日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	48,083,086	48,085,086	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
計	48,083,086	48,085,086	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権方式

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、使用人で当社取締役会にて承認された者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成14年6月22日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	3(注1)	2(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり285(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月23日～ 平成19年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 285 資本組入額 143	同左
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約の定めるところによる。 ④その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社及び当社子会社の取締役、使用人との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

② 新株予約権方式

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役、従業員で当社取締役会にて承認された者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月26日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	27(注1)	26(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000	26,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,033(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月27日～ 平成21年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,033 資本組入額 517	同左
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社の取締役、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約の定めるところによる。 ④その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社の取締役、従業員との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

③ 新株予約権方式

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役、従業員で当社取締役会にて承認された者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月25日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	730(注1)	730(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,000	73,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,129(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月26日～ 平成22年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,129 資本組入額 565	同左
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約の定めるところによる。 ④その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社の取締役、従業員との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成14年5月20日 (注1)	△15	51,746	—	14,495	—	11,209
平成14年7月30日 (注2)	—	51,746	—	14,495	△7,585	3,623
平成14年11月8日 (注3)	△327	51,419	—	14,495	—	3,623
平成15年4月1日～ 平成16年3月31日 (注4)	△3,800	47,619	—	14,495	—	3,623
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注5)	367	47,986	52	14,548	52	3,676
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注6)	50	48,036	7	14,555	7	3,683
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注7)	47	48,083	20	14,576	20	3,704

(注) 1 利益による自己株式の消却により、発行済株式総数が15千株減少しております。

2 平成14年6月22日開催の定時株主総会の決議を経て、平成14年7月26日をもって資本準備金取崩しにかかる債権者保護等の手続きが完了したことに伴い、取崩しを行ったものであります。

3 利益による自己株式の消却により、発行済株式総数が327千株減少しております。

4 自己株式の消却により、発行済株式総数が3,800千株減少しております。

5 新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が367千株、資本金が52百万円及び資本準備金が52百万円それぞれ増加しております。

6 新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が50千株、資本金が7百万円及び資本準備金が7百万円それぞれ増加しております。

7 新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が47千株、資本金が20百万円及び資本準備金が20百万円それぞれ増加しております。

8 平成19年4月1日から平成19年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2千株、資本金が0百万円及び資本準備金が0百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	35	33	168	103	8	14,657	15,004	—
所有株式数 (単元)	—	60,662	3,587	90,758	153,455	26	172,091	480,579	25,186
所有株式数 の割合(%)	—	12.62	0.75	18.88	31.93	0.01	35.81	100.00	—

(注) 1 自己株式576,510株は、「個人その他」に5,765単元、「単元未満株式の状況」に10株含まれております。

2 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が32単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村土地建物株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目7-2	5,298	11.01
State Street Bank And Trust Company (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	P. O. BOX 351 Boston Massachusetts 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	2,889	6.01
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	2,255	4.68
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	1,723	3.58
Investors Bank And Trust Company (常任代理人 スタンダードチ ャータード銀行)	200 Clarendon Street P. O. Box 9130 Boston, MA 02117-9130. U. S. A. (東京都千代田区永田町二丁目11-1 山王パ ークタワー21階)	1,696	3.52
JP Morgan Chase Bank (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	125 London Wall, London, EC2Y5AJ, United Kingdom (東京都中央区日本橋兜町6-7)	1,673	3.48
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6-5	879	1.83
三信株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目6-1	869	1.80
The Bank of New York, Treaty JASDEC Account (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	Avenue Des Arts, 35 Kunstlaan, 1040 Brussels, Belgium (東京都千代田区丸の内二丁目7-1 決済 事業部)	752	1.56
Bear Stearns Securities Corp. (常任代理人 シティバンク・ エヌ・エイ東京支店)	One Metrotech Center North, Brooklyn, New York 11201 U. S. A. (東京都品川区東品川二丁目3-14)	687	1.43
計	—	18,726	38.94

(注) 次の法人等から、当期中に大量保有報告書の変更報告書の提出があり(報告義務発生日 平成18年11月28日)、次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当期末現在における当該法人等名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
Harris Associates L.P.	2 North LaSalle Street, Suit 500, Chicago, IL, 60602, U. S. A.	2,999	6.24

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 576,500	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,481,400	474,814	同上
単元未満株式	普通株式 25,186	—	同上
発行済株式総数	48,083,086	—	—
総株主の議決権	—	474,814	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,200株(議決権32個)含まれております。

2 「単元未満株式数」には、当社所有の自己株式10株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀 二丁目14番1号	576,500	—	576,500	1.19
計	—	576,500	—	576,500	1.19

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を以下のとおり採用しております。

① 新株予約権方式

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員で当社取締役会にて承認された者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月26日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社関係会社の取締役・同執行役・同従業員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,033(注)
新株予約権の行使期間	平成18年6月27日～平成21年6月26日
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。 ④その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡制限に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	_____
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※ 上記決議事項に対し、実際に発行した新株予約権の数は65個(65,000株)であります。

② 新株予約権方式

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員で当社取締役会にて承認された者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月25日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社関係会社の取締役・同執行役・同従業員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,129(注)
新株予約権の行使期間	平成19年6月26日～平成22年6月25日
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。 ④その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡制限に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※ 上記決議事項に対し、実際に発行した新株予約権の数は760個(76,000株)であります。

③ 新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員に対してストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成18年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同従業員 一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	400,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)
新株予約権の行使期間	平成20年6月25日～平成28年6月24日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする。
新株予約権の行使の条件	取締役会において決定する。
新株予約権の譲渡制限に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

(注) 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※ 上記決議事項は市場動向等を勘案し付与は行いませんでした。

④ 新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成19年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同従業員 一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注1)
新株予約権の行使期間	平成21年6月24日～平成29年6月23日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする。
新株予約権の行使の条件	取締役会において決定する。
新株予約権の譲渡制限に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—————
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後
払込金額に上記III. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- V. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満
了日までとする。
- VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- VIII. 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	865	1,577,684
当期間における取得自己株式	20	38,360

(注) 当期間における取得自己株式には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注2)	180,080	72,217,002	—	—
保有自己株式数	576,510	—	576,530	—

(注) 1 当期間における保有自己株式数には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

2 当事業年度のその他の内訳は、ストック・オプションの権利行使(株式数180,000株、処分価額の総額72,180,000円)及び単元未満株式の売渡請求による売渡し(株式数80株、処分価額の総額37,002円)であります。

3 【配当政策】

当社は、業績連動型の配当政策を基本とし、配当性向40%程度を目処としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

当期の1株当たりの普通配当金は、中間配当金15円（前期中間配当金15円）、期末配当金20円（前期期末配当金30円）の合計35円とさせていただきます。また、東証・大証市場第一部に指定されたことを記念し、当期の1株当たりの記念配当金は、中間配当時に10円、期末配当時に10円の合計20円とし、普通配当、記念配当を合わせた年間配当金の合計は55円とさせていただきます。

なお、普通配当に係る配当性向は43.2%となります。

また、来期の剰余金の配当につきましては、平成12年3月期より業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、利益還元を継続して充実させていくことを目的として、平成20年3月期より新たに純資産配当率（DOE）も勘案し、配当方針を決定することといたしました。

具体的には、配当性向（40%程度）と純資産配当率（4%程度）を配当基準とし、算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当金額を決定する予定です。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えとさせていただきます。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年10月27日 取締役会決議	1,187	25
平成19年5月22日 取締役会決議	1,425	30

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	541	848	1,335	2,480 ※ 2,380	2,335
最低(円)	190	167	588	2,090 ※ 840	1,411

(注) 最高・最低株価は、平成18年3月1日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。なお、第64期の事業年度別最高・最低株価のうち、※は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年 10月	11月	12月	平成19年 1月	2月	3月
最高(円)	1,740	1,633	1,738	2,100	2,140	2,045
最低(円)	1,455	1,411	1,598	1,685	1,790	1,791

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	取締役 会議長 指名委員 報酬委員	小林 正 利	昭和25年3月7日生	平成6年6月 平成10年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成18年5月 平成18年12月	野村証券㈱取締役 朝日火災海上保険㈱常務取締役 野村土地建物㈱常務取締役 ㈱ジャフコ監査役 当社取締役(兼)執行役専務 当社アドバイザー本部長(兼)アド バイザーサポート担当 当社第1、2、3アドバイザー本 部・アドバイザーサポート本部管 掌 当社取締役(兼)代表執行役社長 (現在)	(注2)	15
取締役	—	不破 利 之	昭和34年11月13日生	昭和57年4月 平成11年4月 平成12年6月 平成13年5月 平成13年11月 平成14年6月 平成15年6月 平成17年5月 平成18年7月 平成18年12月 平成19年4月	当社入社 当社執行役員 企画・人事本部長 当社アドバイザー本部副本部長・ 支店経営サポート担当 当社アドバイザー本部長(兼)投資 相談担当・FA担当 当社大阪本社担当(現在) 当社取締役 当社取締役(兼)執行役常務 当社経営企画管掌(兼)人事・研修 担当 当社経営企画・システム管掌(兼) 人事・研修担当 当社取締役(兼)執行役専務(現在) 当社金融法人・法人営業管掌(現 在)	(注2)	52
取締役	—	野 口 猛	昭和26年1月6日生	昭和49年8月 平成6年6月 平成10年4月 平成13年5月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成18年8月	当社入社 当社業務管理部長 当社執行役員 管理本部長 当社管理・総務業務担当 当社取締役 当社取締役(兼)執行役常務 当社取締役 監査委員 当社取締役(兼)執行役常務 管理 本部・総務業務本部担当(現在)	(注2)	70
取締役	監査委員	遠 藤 平 司	昭和21年11月5日生	平成6年6月 平成10年6月 平成13年6月 平成13年6月 平成16年4月 平成16年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成18年5月 平成18年8月	野村証券㈱取締役 野村信託銀行㈱常務取締役 野村ビジネスサービス㈱常勤監査 役 当社監査役 野村証券㈱顧問 当社取締役 監査委員 当社取締役(兼)執行役専務 当社管理・総務業務担当 当社管理本部・総務業務本部管掌 当社取締役 監査委員(現在)	(注2)	17
取締役	指名委員 監査委員 報酬委員	渡 邊 啓 司	昭和18年1月21日生	昭和62年7月 平成8年4月 平成12年6月 平成15年6月	青山監査法人代表社員 監査法人トーマツ代表社員(現在) 当社取締役 当社取締役 指名委員・監査委員 ・報酬委員(現在)	(注1) (注2)	67
取締役	指名委員 監査委員 報酬委員	島 武 男	昭和16年3月15日生	昭和44年4月 昭和47年3月 平成10年6月 平成15年6月	弁護士登録 島武男法律事務所(現さくら法律 事務所)設立(現在) 当社監査役 当社取締役 指名委員・監査委員 ・報酬委員(現在)	(注1) (注2)	30
取締役	—	早 川 成 信	昭和19年6月17日生	昭和43年4月 平成元年11月 平成2年6月 平成6年6月 平成11年6月 平成16年6月 平成19年6月	㈱野村総合研究所入社 ノムラ・リサーチ・インスティテ ュート・ヨーロッパ社長 ㈱野村総合研究所取締役 同社常務取締役 財団法人野村マネジメント・スク ール学長、専務理事 同財団法人理事(現在) 当社取締役(現在)	(注1) (注2)	—
計							253

(注)1 取締役 渡邊啓司氏、島 武男氏及び早川成信氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 取締役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであり
ます。

3 当社は委員会設置会社であります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表執行役 社長	—	小林 正 利	(1)取締役の状況 参照	(同左)	(同左)	(注)	(1)取締役 の状況参照
	金融法人・						

執行役専務	法人営業管掌(兼)大阪本社担当	不破利之	(1)取締役の状況参照	(同左)	(同左)	(注)	(1)取締役の状況参照
執行役常務	管理本部・総務業務本部担当	野口 猛	(1)取締役の状況参照	(同左)	(同左)	(注)	(1)取締役の状況参照
執行役常務	インベストメント・バンキング本部長(兼)投資銀行部長・企業部長	田名網 信 孝	昭和26年12月27日生	平成9年12月 平成12年6月 平成13年5月 平成14年6月 平成15年6月 平成18年2月 平成18年3月 平成18年3月 平成18年5月 平成19年2月	野村證券(株)第一企業部長 当社執行役員 法人本部副本部長 当社法人本部長 当社常務執行役員 当社上席執行役 当社法人資金運用部長 当社執行役常務(現在) 当社インベストメント・バンキング担当 当社インベストメント・バンキング本部長(兼)企業部長(現在) 当社投資銀行部長(現在)	(注)	64
執行役常務	経営企画・引受審査・システム担当	高石 俊 彦	昭和34年3月23日生	昭和58年4月 平成12年10月 平成14年10月 平成17年4月 平成17年4月 平成17年9月 平成17年11月 平成18年7月 平成18年12月	野村證券(株)入社 フランクリン・テンブルトン・インベストメント(株) リーガル&コンプライアンス部長 スパークス・アセット・マネジメント(株) リーガル&コンプライアンス室長 当社上席執行役 当社経営企画担当(現在) 当社経営企画部長 当社引受審査担当(現在) 当社システム担当(現在) 当社執行役常務(現在)	(注)	1
執行役常務	法人営業本部長(兼)大阪法人営業部長	本 山 佐一郎	昭和24年3月28日生	平成2年6月 平成10年6月 平成14年9月 平成15年6月 平成17年10月 平成18年6月 平成18年12月 平成19年4月 平成19年5月	国際証券(株)北九州支店長 同社執行役員 三菱証券(株)執行役員 同社常務執行役員 三菱UFJ証券(株)常務執行役員 国際土地建物(株)取締役社長 当社執行役常務 法人本部担当 当社執行役常務 金融法人本部長(兼)金融・公共法人部長 当社執行役常務 法人営業本部長(兼)大阪法人営業部長(現在)	(注)	—
執行役常務	資本市場本部担当	牛 山 憲 幸	昭和28年8月16日生	昭和53年4月 平成15年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成15年6月 平成17年4月 平成19年4月	野村證券(株)入社 野村證券(株)取締役 野村キャピタル・インベストメント(株)取締役社長 野村ホールディングス(株)執行役員 野村証券(株)執行役員 野村インベスター・リレーションズ(株)常務執行役員 当社執行役常務 資本市場本部担当(現在)	(注)	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
上席執行役	アドバイザーサポート本部長(兼)ラップ業務担当	原 田 満 宏	昭和36年4月18日生	昭和59年4月 平成8年6月 平成12年4月 平成13年5月 平成14年6月 平成14年10月 平成15年6月 平成17年5月 平成18年9月	当社入社 当社神戸支店長 当社執行役員 支店経営サポート担当 当社アドバイザー本部副本部長(兼)投資相談担当 当社常務執行役員 当社第1ブロック長 当社上席執行役(現在) 当社総務業務本部長 当社アドバイザーサポート本部長(兼)ラップ業務担当(現在)	(注)	50
上席執行役	第1、2アドバイザー本部・IA・FA担当	畑 中 久 人	昭和34年3月19日生	平成9年3月 平成10年4月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年9月 平成17年5月 平成17年6月 平成18年3月 平成18年5月 平成18年12月	三洋証券(株)岡崎支店長 当社入社 当社執行役員 アドバイザーサポート本部長 当社執行役員 当社第2ブロック長(兼)投資相談担当 当社アドバイザー本部長(兼)第1ブロック長(兼)IA・FA・投資相談担当 当社第1ブロック長(兼)IA・FA・投資相談担当 当社上席執行役(現在) 当社第1アドバイザー本部長(兼)IA・FA・投資相談担当 当社第1、2アドバイザー本部・IA・FA担当(現在)	(注)	30
上席執行役	内部監査担当	赤 木 統	昭和29年4月10日生	昭和52年4月 平成2年11月 平成6年6月 平成8年6月 平成11年4月 平成13年7月 平成19年5月	野村證券(株)入社 同社小伝馬町支店長 同社藤沢支店長 同社北九州支店長 同社千葉支店長 同社検査部グループマネージャー 当社上席執行役員 内部監査担当(現在)	(注)	—
上席執行役	金融法人本部長(兼)金融・公共法人部長	秋 葉 滋	昭和28年3月9日生	昭和50年4月 昭和53年1月 昭和62年7月 平成2年5月 平成5年9月 平成11年4月 平成13年8月 平成17年9月 平成19年5月	大和証券(株)入社 三洋証券(株)入社 ユービーエス・フィリップス・アンド・ドゥルー・インターナショナル(株)入社 同社東京支店取締役 ユービーエス証券(株)(旧ユービーエス・フィリップス・アンド・ドゥルー・インターナショナル(株))東京支店 取締役東京支店長 インスティネット ジャパン(株)入社 同社取締役 同社取締役東京支店長 当社上席執行役員 金融法人本部長(兼)金融・公共法人部長(現在)	(注)	—
執行役	トレーディング本部長(兼)ディーリング担当	廣 玉 輝 士	昭和20年8月31日生	昭和39年4月 昭和60年9月 平成10年11月 平成12年2月 平成12年2月 平成15年6月	当社入社 当社今里支店長 当社トレーディング部長 当社執行役員 当社トレーディング本部長・ディーリング担当(現在) 当社執行役員(現在)	(注)	49

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
執行役	管理本部長 (兼)リスク 管理部長	山 崎 泰 明	昭和35年3月21日生	昭和60年4月 平成9年10月 平成9年11月 平成12年8月 平成13年6月 平成14年10月 平成16年9月 平成16年9月 平成16年12月 平成17年8月 平成18年8月 平成18年12月	三洋証券㈱入社 当社入社 当社東京支店アドバイザー室長 当社商品サービス本部副本部長 当社アドバイザーサポート本部副 本部長(兼)商品サービス部長・ア ドバイザーサポート部長 当社アドバイザーサポート本部長 当社執行役(現在) 当社ビジネス・プロデュース部長 当社ラップ業務担当 当社投資情報部長 当社管理本部長(兼)リスク管理部 長(現在) 当社業務審理部長	(注)	19
執行役	第2アドバ イザー 本部長 (兼)投資相 談担当	立 石 司 郎	昭和38年8月12日生	昭和61年4月 平成9年11月 平成14年2月 平成16年3月 平成16年9月 平成16年9月 平成17年5月 平成18年5月	当社入社 当社浦安支店長 当社人事部長 当社大阪資産アドバイザー部長 当社執行役(現在) 当社第3ブロック長(兼)投資相談 担当 当社第2ブロック長(兼)投資相談 担当 当社第2アドバイザー本部長(兼) 投資相談担当(現在)	(注)	11
執行役	総務業務 本部長	大 館 浩 一	昭和35年11月23日生	昭和58年4月 平成9年2月 平成9年11月 平成11年4月 平成14年2月 平成16年3月 平成16年7月 平成17年5月 平成17年5月 平成18年8月	三洋証券㈱入社 当社入社 当社日本橋支店長 当社企画・人事本部副本部長 当社コンプライアンス部長 当社管理本部副本部長 当社リスク管理部長 当社執行役(現在) 当社管理本部長 当社総務業務本部長(現在)	(注)	6
執行役	第1アドバ イザー 本部長 (兼)投資相 談担当	矢 野 正 樹	昭和37年6月13日生	昭和61年4月 平成12年6月 平成17年5月 平成17年5月 平成18年5月 平成18年12月	当社入社 当社加古川支店長 当社執行役(現在) 当社第3ブロック長(兼)投資相談 担当 当社第3アドバイザー本部長(兼) 投資相談担当 当社第1アドバイザー本部長(兼) 投資相談担当(現在)	(注)	2
執行役	資本市場本 部長(兼)公 開引受部 長・大阪資 本市場部長	桑 原 功	昭和27年7月30日生	昭和50年4月 平成10年4月 平成19年4月	当社入社 当社引受部長 当社執行役 資本市場本部長(兼) 公開引受部長・大阪資本市場部長 (現在)	(注)	0
執行役	人事・研修 担当	中 尾 勉	昭和34年3月1日生	昭和56年4月 平成12年9月 平成13年4月 平成16年9月 平成19年4月	三洋証券㈱入社 当社入社 当社大牟田支店長 当社倉敷支店長 当社執行役 人事・研修担当(現 在)	(注)	4
計							241

(注) 執行役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までであります。

6 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
第64期 (平成17.4～ 平成18.3)	委託手数料	13,183	17	7	—	13,208
	引受け・売出し手数料	1,027	0	—	—	1,028
	募集・売出しの取扱 手数料	0	28	5,068	—	5,097
	その他の受入手数料	50	7	4,178	248	4,484
	計	14,262	53	9,254	248	23,819
第65期 (平成18.4～ 平成19.3)	委託手数料	9,851	6	21	—	9,879
	引受け・売出し手数料	796	7	—	—	803
	募集・売出しの取扱 手数料	84	95	5,437	—	5,617
	その他の受入手数料	46	3	5,367	510	5,928
	計	10,779	113	10,826	510	22,229

(2) トレーディング損益の内訳

区分	第64期(平成17.4～平成18.3)			第65期(平成18.4～平成19.3)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	1,398	△0	1,398	1,041	—	1,041
債券等・その他の トレーディング損益	500	△0	499	414	0	414
債券等トレーディング損益	487	1	488	377	1	379
その他のトレーディング損益	13	△1	11	36	△1	35
合計	1,898	△0	1,897	1,456	0	1,456

(3) 自己資本規制比率

		第64期末 (平成18年3月31日現在)	第65期末 (平成19年3月31日現在)
基本的項目	(百万円) (A)	39,365	38,120
補完的項目	その他有価証券評価 差額金(評価益)等 (百万円)	822	767
	証券取引責任準備金等 (百万円)	257	305
	一般貸倒引当金(百万円)	15	11
	計 (百万円) (B)	1,094	1,083
控除資産	(百万円) (C)	10,031	10,620
固定化されて いない自己資本	(A) + (B) - (C) (百万円) (D)	30,428	28,583
リスク相当額	市場リスク相当額 (百万円)	376	358
	取引先リスク相当額 (百万円)	1,193	851
	基礎的リスク相当額 (百万円)	4,062	4,463
	計 (百万円) (E)	5,631	5,672
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100 (%)	540.3	503.9

(注) 当期の市場リスク相当額の月末平均額は390百万円、月末最大額は491百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は915百万円、月末最大額は1,190百万円であります。

(4) 有価証券の売買等業務

① 有価証券の売買の状況(先物取引を除く)

最近2事業年度における有価証券の売買の状況(先物取引を除く)は、次のとおりであります。

イ 株券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第64期 (平成17.4～平成18.3)	2,573,260	1,463,036	4,036,297
第65期 (平成18.4～平成19.3)	2,105,589	2,262,943	4,368,533

ロ 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第64期 (平成17.4～平成18.3)	8,212	60,212	68,424
第65期 (平成18.4～平成19.3)	1,998	45,620	47,618

ハ 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第64期 (平成17.4～平成18.3)	22,932	58,518	81,451
第65期 (平成18.4～平成19.3)	43,279	90,001	133,280

ニ その他

期別	新株引受権証券 及び新株予約 権証券 (百万円)	外国新株 予約権証券 (百万円)	コマーシャル ・ペーパー (百万円)	外国証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
第64期 (平成17.4～平成18.3)	—	—	—	—	—	—
第65期 (平成18.4～平成19.3)	—	—	—	—	—	—

<受託取引の状況>

上記のうち受託取引の状況は次のとおりであります。

期別	新株引受権証券 及び新株予約 権証券 (百万円)	外国新株 予約権証券 (百万円)	コマーシャル ・ペーパー (百万円)	外国証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
第64期 (平成17.4～平成18.3)	—	—	—	—	—	—
第65期 (平成18.4～平成19.3)	—	—	—	—	—	—

② 証券先物取引等の状況

最近2事業年度における証券先物取引等の状況は次のとおりであります。

イ 株券に係る取引

期別	先物取引(百万円)		オプション取引(百万円)		合計 (百万円)
	受託	自己	受託	自己	
第64期 (平成17.4～平成18.3)	4,676	4,270,914	150,067	1,452,438	5,878,096
第65期 (平成18.4～平成19.3)	3,863	5,263,767	153,123	1,344,753	6,765,508

ロ 債券に係る取引

期別	先物取引(百万円)		オプション取引(百万円)		合計 (百万円)
	受託	自己	受託	自己	
第64期 (平成17.4～平成18.3)	—	—	—	—	—
第65期 (平成18.4～平成19.3)	—	—	—	—	—

(5) 有価証券の引受け、売出し業務及び募集、売出し又は私募の取扱い業務

最近2事業年度における有価証券の引受け、売出し業務及び募集、売出し又は私募の取扱い業務の状況は次のとおりであります。

① 株券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第64期 (平成17.4～平成18.3)	17,734	18,303	—	28	—
第65期 (平成18.4～平成19.3)	13,925	13,839	—	4,241	—

② 債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第64期 (平成17.4 ～ 平成18.3)	国債	1,572	—	1,572	—	—
	地方債	—	—	—	—	—
	特殊債	—	—	—	—	—
	社債	200	—	200	—	—
	外国債券	—	—	—	3,086	—
	合計	1,772	—	1,772	3,086	—
第65期 (平成18.4 ～ 平成19.3)	国債	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—
	特殊債	—	—	—	—	—
	社債	500	—	350	—	—
	外国債券	—	—	—	10,031	—
	合計	500	—	350	10,031	—

③ 受益証券

期別	種類		引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第64期 (平成17.4 ～ 平成18.3)	株式 投信	単体型	—	—	4,758	—	—
		追加型	—	—	229,403	—	—
	公社債 投信	単体型	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	496,825	—	—
	外国投信		—	—	—	—	—
	合計		—	—	730,986	—	—
第65期 (平成18.4 ～ 平成19.3)	株式 投信	単体型	—	—	4,639	—	2,750
		追加型	—	—	220,492	—	1,148
	公社債 投信	単体型	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	427,662	—	—
	外国投信		—	—	—	—	—
	合計		—	—	652,793	—	3,898

④ その他

コマースナル・ペーパー、外国証券及びその他については、該当事項はありません。

(6) その他業務

最近2事業年度におけるその他業務の状況は次のとおりであります。

① 有価証券の保護預り業務

期別	区分		国内有価証券	外国有価証券	
第64期末 (平成18.3.31現在)	株券(千株)		738,011	31,350	
	債券(百万円)		48,265	36,215	
	受益証券 (百万円)	単体型	3,911	5,055	
		追加型	株式		731,827
			公社債		53,684
	新株予約権証券(個)		—	—	
第65期末 (平成19.3.31現在)	株券(千株)		773,058	29,967	
	債券(百万円)		58,870	34,094	
	受益証券 (百万円)	単体型	10,950	6,066	
		追加型	株式		839,197
			公社債		55,212
	新株予約権証券(個)		—	—	

② 信用取引に係る融資及び貸証券

期別	顧客の委託に基づいて行った融資額とこれにより顧客が買付けている証券の数量		顧客の委託に基づいて行った貸証券の数量とこれにより顧客が売付けている代金	
	金額(百万円)	数量(千株)	数量(千株)	金額(百万円)
第64期末 (平成18. 3. 31現在)	50,613	48,243	914	997
第65期末 (平成19. 3. 31現在)	34,677	34,914	574	769

③ 公社債の払込金の受入れ及び元利金支払並びに証券投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務

区分	第64期 (平成17. 4. 1～平成18. 3. 31)	第65期 (平成18. 4. 1～平成19. 3. 31)
債券取扱高(百万円)	12,487	16,948
受益証券取扱高(百万円)	631,334	587,921

④ その他

該当事項はありません。

7 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関の内容

当社は、経営の効率性をより一層高めるため、委員会設置会社制度を採用しております。これは、経営の業務執行と経営の監督機能という役割を明確に分離した組織形態となっております。

経営の業務執行は、取締役会により選任された執行役が行います。執行役は、取締役会決議を待つまでもなく機動的な業務執行を行うことが可能になり、経営の効率性を重視するとともに、迅速な意思決定を図っております。

経営の監督機能は、取締役会、及び社外取締役が過半数を占める「指名」「監査」「報酬」の法定三委員会が行います。取締役会と三委員会により、経営の透明性の向上、及び経営の監督機能の充実・強化を図っております。

また、当社及び関係会社各社における内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会を設けております。

① 取締役会

執行役社長を含む取締役(兼)執行役3名・取締役1名・社外取締役3名で構成されております。取締役会では、経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項を決議するとともに、経営の基本方針並びに経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役及び執行役の職務の執行を監督しております。取締役会は、原則として毎月1回開催します。

② 執行役会

執行役全員をもって構成されております。執行役会では、取締役会より委任された事項を決議するとともに、会社の戦略、方針に基づき業務の執行の状況を審議し、各執行役間の総合調整と意思統一を図ることにより、業務執行の推進を図っております。執行役会は、原則として毎月1回開催します。

③ 経営会議

取締役及び執行役常務以上の執行役で執行役社長が指名する者をもって構成されております。経営会議は、執行役社長及び執行役会の諮問会議であり、経営に関する重要事項、緊急を要する事項を報告・審議し、円滑な会社経営が行われることを目的とした会議体であり原則として毎週1回開催します。

各種委員会について

<法定三委員会>

① 指名委員会

取締役会で選定された取締役(兼)執行役社長1名及び社外取締役2名で構成されております。指名委員会では「指名委員会規程」に基づき、株主総会に提出する取締役の選任及び解任について審議・決定し毎年2回以上開

催します。

② 監査委員会

取締役会で選定された社外取締役2名及び社内取締役1名で構成されております。監査委員会では、取締役および執行役の職務執行の監査並びに監査報告の作成、会計監査人の選任および解任並びに会計監査人を再任しないことについての決定等を行います。また、監査委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役および執行役の意思決定、内部統制システムの整備状況等についての監査を行っております。監査委員会は、原則として毎月1回以上開催します。

③ 報酬委員会

取締役会で選定された取締役(兼)執行役社長1名及び社外取締役2名で構成されております。報酬委員会では「報酬委員会規程」に基づき、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容等について審議・決定し毎年2回以上開催します。

<その他委員会>

① 内部統制委員会

取締役(兼)執行役3名、取締役1名、執行役2名、オブザーバー及び事務局で構成されております。内部統制委員会では、全社的な内部統制に関する個別重要事項の審議及び内部統制の改善指示等を行っております。内部統制委員会は、原則として毎月1回以上開催します。

② 情報開示委員会

取締役(兼)執行役1名、執行役2名、職員である委員4名及び事務局で構成されております。情報開示委員会では、各四半期決算の開示内容及び財務に影響を与える重要な情報が発生した場合等は、情報開示の内容、開示の必要性等について検討しております。情報開示委員会は、重要な情報開示の都度開催します。

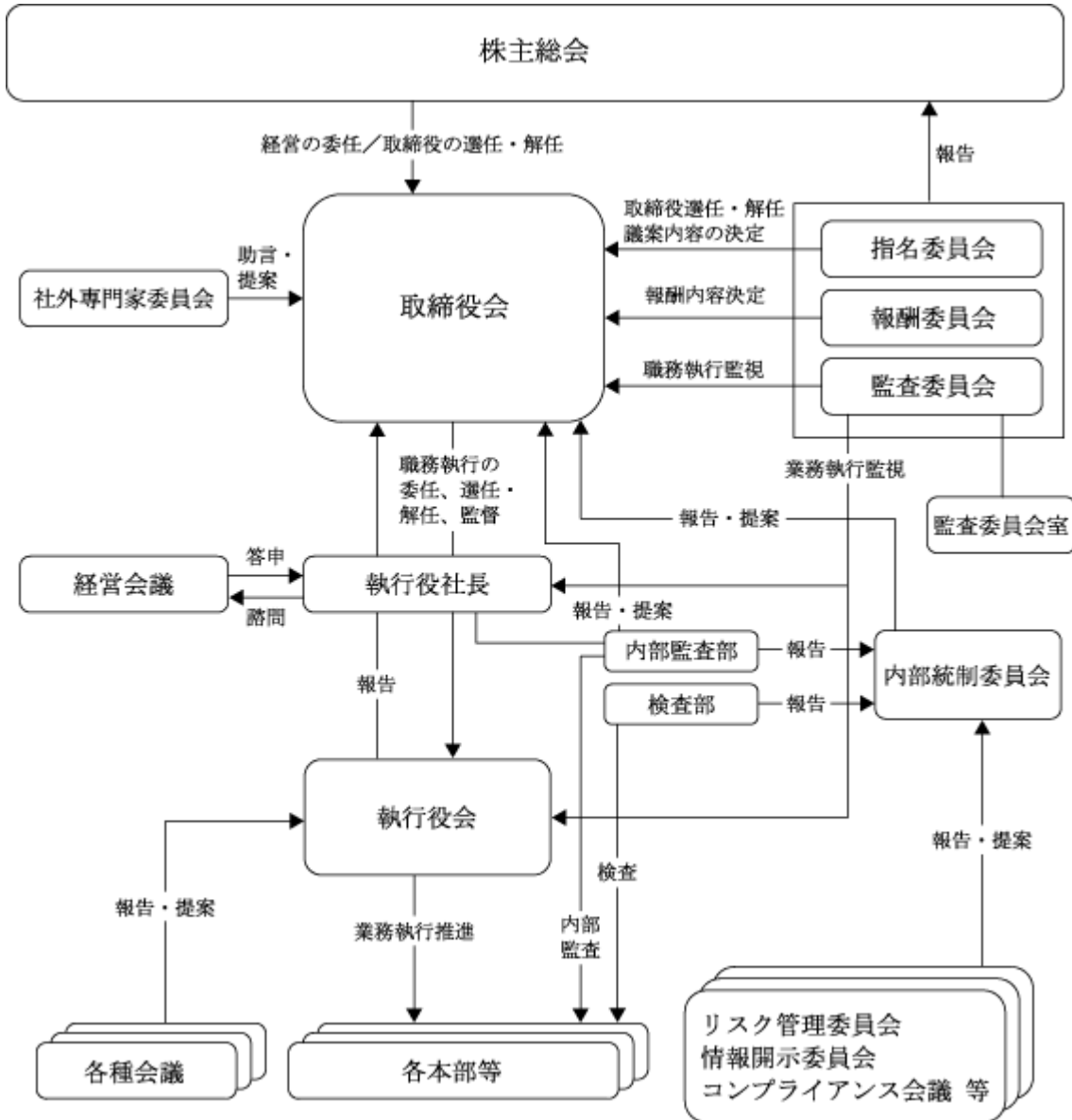
③ リスク管理委員会

執行役1名、職員である委員10名及び事務局で構成されております。リスク管理委員会では当社を取り巻くあらゆるリスク(第2「事業の状況」3「事業等のリスク」をご参照)の把握、管理、対応策について審議します。リスク管理委員会は、原則として毎月1回以上開催します。

④ 社外専門家委員会

当社から独立した人格・識見ともに優れた社外者の中から取締役会で選任された5名の委員を以て構成されております。社外専門家委員会では、当社取締役会が求める当社の経営に関する重要事項について、当社経営から独立し、中立公平な観点から審議及び決議を行い、当社取締役会に対して助言及び提言しております。社外専門家委員会は、原則として3ヶ月に1回以上開催します。

(2) 会社の機関・内部統制の関係



(3) 内部統制システム（リスク管理体制、並びに内部監査及び監査委員会監査の組織、人員及び手続）の整備の状況

当社の企業活動を通じて全てのステークホルダー（株主、顧客、各種取引先等）に適切に報いるためには、内部統制システムが効果的に機能する経営組織体の構築と運営が最も重要であると認識しております。

当社は、以下のとおり内部統制システムに関する事項を定めております。

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設ける。監査委員会室には監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査業務を補助する。なお、当社は、監査委員会の職務を補助する取締役を特別に配置しない。

② 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の使用人の異動、考課、懲戒処分に関しては、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員会の委員の承認を得なければならない。

③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会に対する報告に関する体制

執行役及び使用人は社内規程の定めるところにより下記の事項を監査委員会に報告しなければならない。

- イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ロ. 不正行為もしくは定款・法令等に違反するおそれのある事項
- ハ. その他監査委員会が報告を求めた事項

④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査委員会の委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会への出席のほか、原則毎週1回開催される経営会議に出席する。

ロ. 監査委員会の指名を受けた委員は、内部統制委員会に委員として出席する。

ハ. 監査委員会の委員は、必要に応じその他重要な会議に出席することができる。

ニ. 監査委員会の指名を受けた委員は、役職員の職務執行状況、関係会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

ホ. 監査委員会は、内部監査部門の監査結果について定期的な報告を受けるなど連携を図る。

⑤ 当社並びに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 関係会社各社における業務の適正性を確保するために関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程を定める。

ロ. 関係会社社長会を適宜開催し、関係会社間の情報共有に努める。

ハ. ・監査委員会は、監査委員会規程に基づき、関係会社の業務に関する調査、又は監査を行う。

・内部統制委員会は、内部統制委員会規程に基づき、関係会社の業務に関する調査を行う。

ニ. 当社の取締役及び執行役は、当社及び関係会社各社において、目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員会に報告する。

⑥ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 法令諸規則に準拠した「文書規程」を定め、重要文書の適正な保存・管理を行う。

ロ. 取締役は、重要文書を常時閲覧可能とする。

ハ. 情報の管理については、「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護規程」「個人データの取扱いに関する規則」等諸規程を整備するとともに、その徹底を図る。

⑦ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部署を明確にし、リスク管理体制の整備に努める。

ロ. リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する事項について協議・対応するとともに、定期的に状況等について内部統制委員会に報告する。

ハ. 災害発生時のリスクに対応するため、「BCP（事業継続計画）に関する規程」を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。

⑧ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、執行役の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努める。

ロ. 取締役会は、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、これらの実施に努める。

ハ. 経営に関する諸問題についての助言・提言を目的とする経営から独立した社外専門家委員会を設置する。

⑨ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「クレド」の周知を図り、その遵守を徹底する。

ロ. 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。

ハ. 法令諸規則に準拠した社内規程、マニュアル、及びガイドブック等を整備し、これらに関し適宜研修を行い周知徹底を図る。

ニ. 内部監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保する。

ホ. 業務に関する法令違反等の未然防止、及び不祥事の早期発見を目的として、内部通報制度を設け運用する。

(4) 役員報酬の内容

当期の役員報酬の内容は以下のとおりであります。

	取締役の年間報酬 (百万円)		執行役の年間報酬 (百万円)		合 計 (百万円)	
社 内	6名	296	12名	365	18名	662
社 外	2名	51	—	—	2名	51
合 計	8名	348	12名	365	20名	714

(注) 上記のほか、平成16年3月4日開催の報酬委員会の決議（退職慰労金制度の廃止）

により、退任取締役2名に対し189百万円の退職慰労金を支払っております。

(5) 監査報酬の内容

当期の監査報酬の内容は以下のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 26百万円

顧客資産の分別保管に対する検証業務に係る報酬 3

財務報告目的の内部統制に対する助言業務 5

合 計 34

(6) 内部監査、監査委員会監査及び会計監査の相互連携

監査委員会は、内部監査部門（内部監査部及び検査部）より、内部監査・検査方針及び計画の提出を受けております。また、内部監査・検査の結果につきましては、原則月一回以上開催する監査委員会において、内部監査報告書・検査報告書の提出、及び詳細な内容説明を受ける他、必要に応じて内部監査部門と適時会合を設け、情報の共有を図るなど、監査機能の有効性・効率性の確保に努めております。

監査委員会は、会計監査人より年間会計監査計画の提出を受け、会計監査のスケジュールを把握するとともに、定期的に行われる会計監査の往査状況の報告、及び監査委員会独自の監査活動を取りまとめ、取締役会に報告しております。また期末においては、会計監査人より監査報告書の説明報告を受け、審議するとともに、監査報告書を作成しております。

(7) 会社と会社の社外取締役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係の概要

社外取締役3名は、当社関係会社の出身者ではなく、第4 提出会社の状況 5 役員の状況(1)取締役の状況に記載しております所有株式数を除き、資本關係はありません。ただし、社外取締役が所属の法律事務所との顧問契約を締結しております。

(8) 会計監査の状況

① 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定社員 業務執行社員	小 西 幹 男	新日本監査法人	—
指定社員 業務執行社員	荒井憲一郎		—
指定社員 業務執行社員	廣 田 壽 俊		—

(注) 継続年数については、7年を超えた場合のみ記載しております。

② 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名 その他 4名

(9) その他

① 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

② 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行できるように、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

③ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、平成15年6月の第61期定時株主総会での承認により委員会等設置会社へ移行し、株主配当等については旧商法特例法の規定により取締役会にて承認されることとなりましたが、平成18年5月の会社法施行に伴い、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」(平成10年総理府令・大蔵省令第32号)及び「証券業経理の統一について」(昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議)に準拠して作成しております。

なお、前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」(平成10年総理府令・大蔵省令第32号)及び「証券業経理の統一について」(昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議)に準拠して作成しております。

なお、前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)及び前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)及び当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
現金・預金			13,948		9,796	
預託金			5,074		4,902	
トレーディング商品	※2		897		562	
商品有価証券等		897		562		
約定見返勘定			230		194	
信用取引資産			51,112		34,747	
信用取引貸付金		50,613		34,677		
信用取引借証券担保金		499		70		
有価証券担保貸付金			168		81	
借入有価証券担保金		168		81		
立替金			93		65	
募集等払込金			1,998		1,926	
短期差入保証金			1,900		28	
短期貸付金			35		27	
未収収益			1,261		1,085	
繰延税金資産			1,060		707	
その他の流動資産			130		143	
貸倒引当金			△61		△53	
流動資産計			77,849	87.7	54,217	82.7
固定資産						
有形固定資産	※1		4,562		4,658	
建物		1,810		1,772		
器具・備品		991		1,156		
土地	※4	1,759		1,729		
無形固定資産			430		663	
ソフトウェア		422		657		
電話加入権等		7		5		
投資その他の資産			5,894		6,038	
投資有価証券	※2	4,288		4,365		
長期貸付金		68		52		
長期差入保証金		1,508		1,607		
繰延税金資産		7		1		
その他		47		35		
貸倒引当金		△25		△25		
固定資産計			10,886	12.3	11,359	17.3
資産合計			88,736	100.0	65,577	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
トレーディング商品			1		1
デリバティブ取引		1		1	
信用取引負債			33,062		15,741
信用取引借入金	※2	32,065		14,972	
信用取引貸証券受入金		997		769	
有価証券担保借入金			156		77
有価証券貸借取引受入金		156		77	
預り金			5,043		4,786
受入保証金			1,676		1,304
短期借入金	※2		580		580
未払法人税等			3,877		388
賞与引当金			1,012		983
ポイントサービス引当金			380		480
その他の流動負債			1,137		790
流動負債計			46,928	52.9	25,133
固定負債					
繰延税金負債			389		379
再評価に係る繰延税金負債	※4		51		51
退職給付引当金			441		351
その他の固定負債			48		37
固定負債計			931	1.0	820
特別法上の準備金					
証券取引責任準備金	※3		256		304
特別法上の準備金計			256	0.3	304
負債合計			48,115	54.2	26,258
(少数株主持分)					
少数株主持分			48	0.1	—
(資本の部)					
資本金	※5		14,555	16.4	—
資本剰余金			11,302	12.7	—
利益剰余金			16,230	18.3	—
土地再評価差額金	※4		△2,000	△2.2	—
その他有価証券評価差額金			821	0.9	—
自己株式	※6		△337	△0.4	—
資本合計			40,571	45.7	—
負債・少数株主持分・ 資本合計			88,736	100.0	—

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		—		14,576	
資本剰余金		—		11,325	
利益剰余金		—		14,873	
自己株式		—		△267	
株主資本合計		—	—	40,507	61.8
評価・換算差額等					
その他有価証券評価 差額金		—		766	
土地再評価差額金	※4	—		△2,000	
評価・換算差額等合計		—	—	△1,233	△1.9
少数株主持分		—	—	44	0.1
純資産合計		—	—	39,318	60.0
負債純資産合計		—	—	65,577	100.0

② 【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益					
受入手数料			24,481		22,728
委託手数料		13,370		10,039	
引受け・売出手数料		1,028		803	
募集・売出しの取扱手数料		5,097		5,617	
その他		4,984		6,267	
トレーディング損益			1,897		1,456
金融収益			766		834
その他の営業収益			423		461
営業収益計			27,569	100.0	25,482
金融費用			186	0.7	199
純営業収益			27,383	99.3	25,282
販売費・一般管理費			17,598	63.8	18,921
取引関係費	※1	2,533		2,608	
人件費	※2	9,496		10,046	
不動産関係費		1,579		1,815	
事務費		2,370		2,729	
減価償却費		537		631	
租税公課		252		220	
貸倒引当金繰入		35		0	
その他		792		868	
営業利益			9,784	35.5	6,360
営業外収益	※3		123	0.5	194
営業外費用	※4		53	0.2	57
経常利益			9,855	35.8	6,498
特別利益					
固定資産売却益	※5	—		0	
投資有価証券売却益		190		432	
ゴルフ会員権売却益		—		0	
貸倒引当金戻入		0		8	
特別利益計			190	0.7	440
特別損失					
固定資産売却損	※8	—		2	
固定資産除却損	※6	74		64	
投資有価証券評価減		56		—	
ゴルフ会員権売却損		—		5	
店舗統廃合費用	※7	21		8	
証券取引責任準備金繰入		61		48	
特別損失計			214	0.8	128
税金等調整前当期純利益			9,831	35.7	6,810
法人税、住民税及び事業税		4,416		2,576	
法人税等調整額		△357	4,058	14.7	389
少数株主利益又は 少数株主損失(△)			15	0.1	△4
当期純利益			5,757	20.9	3,848

③ 【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			11,290
資本剰余金増加高			
増資による新株式の発行		7	
自己株式処分差益		5	12
資本剰余金減少高			—
資本剰余金期末残高			11,302
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			11,926
利益剰余金増加高			
当期純利益		5,757	5,757
利益剰余金減少高			
配当金		1,453	1,453
利益剰余金期末残高			16,230

④ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,555	11,302	16,230	△337	41,750
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	20	20			41
剰余金の配当			△5,205		△5,205
当期純利益			3,848		3,848
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		2		72	74
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	20	23	△1,357	70	△1,242
平成19年3月31日残高(百万円)	14,576	11,325	14,873	△267	40,507

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	821	△2,000	△1,178	48	40,620
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					41
剰余金の配当					△5,205
当期純利益					3,848
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					74
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△55		△55	△4	△59
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△55	—	△55	△4	△1,301
平成19年3月31日残高(百万円)	766	△2,000	△1,233	44	39,318

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		9,831	6,810
減価償却費		537	631
トレーディング商品評価損益		6	△0
賞与引当金の増減額		321	△28
退職給付引当金の増減額		△30	△89
貸倒引当金の増減額		28	△8
ポイントサービス引当金の増減額		120	100
受取利息及び受取配当金		△84	△175
支払利息		10	15
投資有価証券売却益		△190	△432
投資有価証券評価減		56	—
固定資産売却益		—	△0
固定資産売却損		—	2
固定資産除却損		74	64
ゴルフ会員権売却益		—	△0
ゴルフ会員権売却損		—	5
証券取引責任準備金の増減額		61	48
顧客分別信託金の増減額		△475	160
預り金及び受入保証金等の増減額		1,169	△629
短期貸付金の増減額		16	8
トレーディング商品の増減額		95	335
信用取引(資産及び負債)の純増減額		△4,488	△956
募集等払込金の増減額		△683	71
短期差入保証金の増減額		—	1,871
その他		△546	△174
小計		5,829	7,628
利息及び配当金の受取額		84	175
利息の支払額		△10	△16
法人税等の支払額		△2,042	△6,123
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,861	1,664

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)

II	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有形固定資産の取得による支出	△763	△680
	有形固定資産の売却による収入	—	88
	無形固定資産の取得による支出	△184	△362
	投資有価証券の取得による支出	△1,640	△310
	投資有価証券の売却による収入	284	540
	長期貸付による支出	△9	△5
	長期貸付の回収による収入	24	20
	その他	0	△100
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,289	△810
III	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	株式の発行による収入	14	41
	自己株式の売却による収入	157	74
	自己株式の取得による支出	△5	△1
	配当金の支払額	△1,453	△5,187
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,287	△5,072
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額	6	4
V	現金及び現金同等物の増減(△)額	291	△4,213
VI	現金及び現金同等物の期首残高	13,559	13,850
VII	現金及び現金同等物の期末残高	※1	9,636

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項 子会社4社は全て連結しております。 連結子会社の名称は、第1 企業の概況 3 事業の内容に記載しているため省略しております。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、いずれも3月31日であり、すべて連結決算日に一致しております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) トレーディングの目的及び範囲 当社グループにおけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社グループが利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。 当社グループのトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。</p> <p>(2) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。</p> <p>(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。</p> <p>その他有価証券 ① 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部資本直入する方法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 子会社5社は全て連結しております。 株式会社いちよしIR研究所を設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 連結子会社の名称は、第1 企業の概況 3 事業の内容に記載しているため省略しております。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 (同左)</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 (同左)</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) トレーディングの目的及び範囲 (同左)</p> <p>(2) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>その他有価証券 ① 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。</p>

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>② 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 提出会社及び国内連結子会社においては、定率法を採用しております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 : 3年～50年 器具備品 : 3年～20年</p> <p>在外連結子会社は、当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(5) 重要な繰延資産の処理方法 新株発行費 支払時全額費用処理</p> <p>(6) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>a) 一般債権 貸倒実績率法によっております。</p> <p>b) 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。</p>	<p>② 時価のないもの (同左)</p> <p>(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 (同左)</p> <p>② 無形固定資産 (同左)</p> <p>(5) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 支払時全額費用処理</p> <p>(6) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 (同左)</p> <p>② 賞与引当金 (同左)</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>③ 退職給付引当金 従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による按分額を翌連結会計年度より費用処理しております。</p> <p>④ ポイントサービス引当金 当社の「いちよしポイントサービス」の顧客のポイントの利用による費用負担に備えるため、過去の利用実績率に基づき当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、主として、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(8) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰延べる方法によっております。 なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。</p>	<p>③ 退職給付引当金 (同左)</p> <p>④ ポイントサービス引当金 (同左)</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 (同左)</p> <p>(8) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。 なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘッジ手段 金利スワップ取引 ・ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性がある、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるものの。 <p>③ ヘッジ方針 社内管理規程に伴い、金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。 特例処理の要件を満たしている金利スワップにおいては、有効性の判定は省略しております。</p> <p>(9) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法を採用しております。</p> <p>6 連結調整勘定の償却に関する事項 連結調整勘定は、5年間で均等償却しておりますが、金額が僅少なものについては発生年度に一括して償却しております。</p> <p>7 利益処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。</p> <p>8 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左)</p> <p>③ ヘッジ方針 (同左)</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 (同左)</p> <p>(9) 消費税等の会計処理方法 (同左)</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 (同左)</p> <p>6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんは、5年間で均等償却しておりますが、金額が僅少なものについては発生年度に一括して償却しております。</p> <p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 (同左)</p>

会計方針の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、当連結会計年度末の従来の資本合計に相当する金額は39,274百万円であります。 当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正により、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これによる、損益に与える影響はありません。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)					当連結会計年度 (平成19年3月31日)				
※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 3,823百万円					※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 3,618百万円				
※2 担保資産					※2 担保資産				
被担保債務		担保に供している資産			被担保債務		担保に供している資産		
科目	期末残高 (百万円)	トレー ディング 商品 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	計 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	トレー ディング 商品 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	580	—	936	936	短期借入金	580	—	858	858
金融機関 借入金	430	—	921	921	金融機関 借入金	430	—	843	843
証券金融 会社 借入金	150	—	15	15	証券金融 会社 借入金	150	—	15	15
信用取引 借入金	32,065	—	28	28	信用取引 借入金	14,972	—	162	162
計	32,645	—	965	965	計	15,552	—	1,021	1,021
<p>(注) 上記のほか、トレーディング商品を先物為替予約取引の担保として14百万円、投資有価証券を先物取引証拠金等の代用として19百万円、信用取引の自己融資見返り株券を短期借入金に対して211百万円、信用取引借入金に対して10,691百万円、先物取引証拠金等の代用として82百万円、取引所等の信認金、保証金及び清算基金の代用として520百万円差し入れております。</p>					<p>(注) 上記のほか、トレーディング商品を先物為替予約取引の担保として14百万円、投資有価証券を先物取引証拠金等の代用として13百万円、信用取引の自己融資見返り株券を短期借入金に対して86百万円、信用取引借入金に対して6,998百万円、先物取引証拠金等の代用として125百万円、取引所等の信認金及び清算基金の代用として405百万円差し入れております。</p>				
<p>※3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。</p> <p>証券取引責任準備金 証券取引法第51条</p>					<p>※3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。</p> <p>(同左)</p>				
<p>※4 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。</p> <p>「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △363百万円</p>					<p>※4 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。</p> <p>「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △360百万円</p>				

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
※5 連結財務諸表提出会社の発行済株式総数 普通株式 48,036千株	※5 _____
※6 自己株式の保有数 連結会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式の数 普通株式 755千株	※6 _____
7 有価証券等を差し入れた場合等の時価額	7 有価証券等を差し入れた場合等の時価額
①信用取引貸証券 1,103百万円	①信用取引貸証券 834百万円
②信用取引借入金本担保証券 33,176	②信用取引借入金本担保証券 14,987
③貸付有価証券 600	③貸付有価証券 165
④長期差入保証金代用有価証券 229	④長期差入保証金代用有価証券 153
8 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額	8 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額
①信用取引貸付金本担保証券 49,812百万円	①信用取引貸付金本担保証券 34,016百万円
②信用取引借証券 518	②信用取引借証券 70
③借入有価証券 2,204	③借入有価証券 1,151
④受入証拠金代用有価証券 61	④受入証拠金代用有価証券 —
⑤受入保証金代用有価証券 49,575	⑤受入保証金代用有価証券 37,551
⑥貸付有価証券に対する担保有価証券 491	⑥貸付有価証券に対する担保有価証券 129

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 取引関係費には、ポイントサービス引当金繰入 289百万円が含まれております。	※1 取引関係費には、ポイントサービス引当金繰入 323百万円が含まれております。
※2 人件費には、賞与引当金繰入1,012百万円及び退 職給付費用292百万円が含まれております。	※2 人件費には、賞与引当金繰入983百万円及び退職 給付費用232百万円が含まれております。
※3 営業外収益の内訳	※3 営業外収益の内訳
投資有価証券配当金 40 百万円	投資有価証券配当金 130 百万円
投資事業組合運用利益 23	投資事業組合運用利益 17
団体定期保険配当金 15	団体定期保険配当金 18
その他 44	その他 27
計 123	計 194
※4 営業外費用の内訳	※4 営業外費用の内訳
顧客係争和解金 23 百万円	投資事業組合運用損失 47 百万円
投資事業組合運用損失 14	貸借取引権利処理等手数料 6
貸借取引権利処理等手数料 8	その他 3
その他 6	計 57
計 53	
※5 _____	※5 固定資産売却益は、建物及び土地の売却益であり ます。
※6 固定資産除却損は、店舗移転及び改装に伴う建物 及び器具備品の除却等であります。	※6 固定資産除却損は、店舗移転及び改装に伴う建物 及び器具備品の除却等であります。
※7 店舗統廃合費用は、小豆島支店、加古川支店、伏 見支店、学園前支店及び関係会社1社の本店の移 転費用等であります。	※7 店舗統廃合費用は、伏見支店、御坊支店の移転費 用等であります。
※8 _____	※8 固定資産売却損は、建物及び土地の売却損であり ます。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	48,036,086	47,000	—	48,083,086

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

役員、従業員のストックオプションの権利行使による増加 47,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	755,725	865	180,080	576,510

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 865株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

役員、従業員のストックオプションの権利行使による減少 180,000株

単元未満株式の売渡しによる減少 80株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年5月19日 取締役会	普通株式	4,018	(注) 1 85.00	平成18年3月31日	平成18年6月1日
平成18年10月27日 取締役会	普通株式	1,187	(注) 2 25.00	平成18年9月30日	平成18年11月22日

(注) 1 1株当たり配当額は、普通配当30.00円、設立55周年記念配当55.00円であります。

2 1株当たり配当額は、普通配当15.00円、東証・大証市場第一部指定記念配当10.00円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,425	30.00	平成19年3月31日	平成19年6月4日

(注) 1株当たり配当額は、普通配当20.00円、東証・大証市場第一部指定記念配当10.00円であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金・預金 13,948百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 $\Delta 204$ MMF 107 <hr/> 現金及び現金同等物 残高 13,850	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金・預金 9,796百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 $\Delta 266$ MMF 107 <hr/> 現金及び現金同等物 残高 9,636

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額((注)参照) <div style="text-align: right; margin-left: 200px;">器具・備品</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">取得価額相当額</td><td style="text-align: right;">77百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td style="text-align: right;">31</td></tr> <tr><td>年度末残高相当額</td><td style="text-align: right;">46</td></tr> </table> (2) 未経過リース料年度末残高相当額((注)参照) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">1年内</td><td style="text-align: right;">12百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">34</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">46</td></tr> </table> (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">支払リース料</td><td style="text-align: right;">15百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">15</td></tr> </table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。 (注) 取得価額相当額及び未経過リース料年度末残高相当額の算定は、有形固定資産の年度末残高等に占める未経過リース料年度末残高の割合が低いいため、支払利子込み法によっております。	取得価額相当額	77百万円	減価償却累計額相当額	31	年度末残高相当額	46	1年内	12百万円	1年超	34	計	46	支払リース料	15百万円	減価償却費相当額	15	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額((注)参照) <div style="text-align: right; margin-left: 200px;">器具・備品</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">取得価額相当額</td><td style="text-align: right;">58百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td style="text-align: right;">15</td></tr> <tr><td>年度末残高相当額</td><td style="text-align: right;">42</td></tr> </table> (2) 未経過リース料年度末残高相当額((注)参照) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">1年内</td><td style="text-align: right;">11百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">31</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">42</td></tr> </table> (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">支払リース料</td><td style="text-align: right;">12百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> </table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。 (注) 取得価額相当額及び未経過リース料年度末残高相当額の算定は、有形固定資産の年度末残高等に占める未経過リース料年度末残高の割合が低いいため、支払利子込み法によっております。	取得価額相当額	58百万円	減価償却累計額相当額	15	年度末残高相当額	42	1年内	11百万円	1年超	31	計	42	支払リース料	12百万円	減価償却費相当額	12
取得価額相当額	77百万円																																
減価償却累計額相当額	31																																
年度末残高相当額	46																																
1年内	12百万円																																
1年超	34																																
計	46																																
支払リース料	15百万円																																
減価償却費相当額	15																																
取得価額相当額	58百万円																																
減価償却累計額相当額	15																																
年度末残高相当額	42																																
1年内	11百万円																																
1年超	31																																
計	42																																
支払リース料	12百万円																																
減価償却費相当額	12																																
2 オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。 未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">1年内</td><td style="text-align: right;">15百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">20</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">35</td></tr> </table>	1年内	15百万円	1年超	20	計	35	2 オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。 未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">1年内</td><td style="text-align: right;">44百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">40</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">85</td></tr> </table>	1年内	44百万円	1年超	40	計	85																				
1年内	15百万円																																
1年超	20																																
計	35																																
1年内	44百万円																																
1年超	40																																
計	85																																

(有価証券及びデリバティブ取引の状況)

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

1 トレーディングに係るもの

(1) トレーディングの状況に関する事項

① トレーディングの目的及び範囲

当社グループにおけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社グループが利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。

当社グループのトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。

当社グループの保有するトレーディングポジションは、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのさまざまなニーズに対応するため、主として顧客との取引から発生しております。また、裁定取引やポジションのヘッジ取引等も行っております。

② トレーディングに係るリスクの内容

トレーディング業務に伴って当社グループの財務状況に影響を与えるリスクとしては、市場リスクと信用リスクがあります。市場リスクは、トレーディングの結果発生したポジションの価値が、株券・金利・為替等の相場変動によって増減することから発生するリスクであります。また、信用リスクは、取引相手先が契約を履行できなくなる場合に発生するリスクであります。

③ トレーディングに係るリスク管理体制

当社グループのリスク管理の基本は、財務状況及び外部環境等に合わせてリスクを適切にコントロールすることにあります。そのため、当社グループは提出会社の取締役会において運用の基本方針を定め、リスク管理に関する具体的方針については、リスク管理委員会に諮問して策定しております。また、リスク管理委員会においては、財務状況等の変化に応じて適宜、リスク管理に関する具体的方針を見直しております。

トレーディング部門では、その運用の基本方針等に沿った社内規程に基づき、取引を行う各部門毎及び各商品毎にポジション運用枠などを設けた上で、運用環境、当社財務状況等を勘案し、リスク管理委員会において運用枠等の見直しを図りつつトレーディング業務を行っております。

さらに、売買を執行する部署から独立したリスク管理担当部署において、市場リスク、信用リスクに対する日常的なモニターを行い、日々当社グループの経営陣及び関連部署に報告しております。

(2) 商品有価証券等(売買目的有価証券)の時価

種類	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)			
	資産(百万円)		負債(百万円)	
	連結貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額	連結貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額
① 株券	0	△0	—	—
② 債券	790	1	—	—
③ 受益証券	107	—	—	—
合計	897	1	—	—

(3) デリバティブ取引の契約額等及び時価

種類	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)							
	資産(百万円)				負債(百万円)			
	契約額等	契約額等 のうち 1年超	時価	評価損益	契約額等	契約額等 のうち 1年超	時価	評価損益
為替予約取引	8	—	8	△0	244	—	246	△1
合計	8	—	8	△0	244	—	246	△1

(注) 時価の算定方法
為替予約取引……先物為替相場によっております。

2 トレーディングに係るもの以外

その他有価証券の時価等

(1) 時価のあるもの

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)		
	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの			
① 株券	1,357	2,610	1,252
② 受益証券	120	206	86
小計	1,477	2,816	1,339
連結貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの	—	—	—
小計	—	—	—
合計	1,477	2,816	1,339

(2) 時価のないもの

その他有価証券

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)	
	連結貸借対照表計上額(百万円)	
① 非上場株式(注)		550
② 投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資		922
合計		1,472

(注) 前連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価減56百万円を計上しております。

(3) 前連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
211	190	—

[次へ](#)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 トレーディングに係るもの

(1) トレーディングの状況に関する事項

① トレーディングの目的及び範囲

当社グループにおけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社グループが利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。

当社グループのトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。

当社グループの保有するトレーディングポジションは、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのさまざまなニーズに対応するため、主として顧客との取引から発生しております。また、裁定取引やポジションのヘッジ取引等も行っております。

② トレーディングに係るリスクの内容

トレーディング業務に伴って当社グループの財務状況に影響を与えるリスクとしては、市場リスクと信用リスクがあります。市場リスクは、トレーディングの結果発生したポジションの価値が、株券・金利・為替等の相場変動によって増減することから発生するリスクであります。また、信用リスクは、取引相手先が契約を履行できなくなる場合に発生するリスクであります。

③ トレーディングに係るリスク管理体制

当社グループのリスク管理の基本は、財務状況及び外部環境等に合わせてリスクを適切にコントロールすることにあります。そのため当社グループにおいては、提出会社の内部統制委員会が当社のリスク管理に関する全般的方針・具体的方針の策定等を行うため、リスク管理委員会に諮問してこれを策定しております。また、リスク管理委員会においては、財務状況等の変化に応じて適宜、リスク管理に関する具体的方針を見直しております。

トレーディング部門では、そのリスク管理方針等に沿った社内規程に基づき、取引を行う各部門毎及び各商品毎にポジション運用枠、ロスカット基準などを設けた上で、運用環境、当社財務状況等を勘案し、リスク管理委員会において運用枠等の見直しを図りつつトレーディング業務を行っております。

さらに、売買を執行する部署から独立したリスク管理担当部署において、市場リスク、信用リスクに対する日常的なモニタリングを行い、当社グループの経営陣及び関連部署に日々報告しております。

(2) 商品有価証券等(売買目的有価証券)の時価

種類	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)			
	資産(百万円)		負債(百万円)	
	連結貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額	連結貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額
① 株券	—	—	—	—
② 債券	455	1	—	—
③ 受益証券	107	—	—	—
合計	562	1	—	—

(3) デリバティブ取引の契約額等及び時価

種類	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)							
	資産(百万円)				負債(百万円)			
	契約額等	契約額等 のうち 1年超	時価	評価損益	契約額等	契約額等 のうち 1年超	時価	評価損益
為替予約取引	4	—	4	△0	275	—	277	△1
合計	4	—	4	△0	275	—	277	△1

(注) 時価の算定方法
為替予約取引……先物為替相場によっております。

2 トレーディングに係るもの以外

その他有価証券の時価等

(1) 時価のあるもの

区分	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)		
	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの			
① 株券	1,362	2,558	1,196
② 受益証券	120	149	29
小計	1,482	2,707	1,225
連結貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの	—	—	—
小計	—	—	—
合計	1,482	2,707	1,225

(2) 時価のないもの

その他有価証券

区分	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)
	連結貸借対照表計上額(百万円)
① 非上場株式	523
② 投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資	1,134
合計	1,658

(3) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
453	432	—

[次へ](#)

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
<p>1 採用している退職給付制度の概要 提出会社及び連結子会社は、主に確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">①退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">3,933百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(内訳)</td> </tr> <tr> <td>②未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">△371</td> </tr> <tr> <td>③未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">30</td> </tr> <tr> <td>④年金資産</td> <td style="text-align: right;">3,832</td> </tr> <tr> <td>⑤退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">441</td> </tr> </table> <p>(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">①勤務費用</td> <td style="text-align: right;">230百万円</td> </tr> <tr> <td>②利息費用</td> <td style="text-align: right;">74</td> </tr> <tr> <td>③期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△63</td> </tr> <tr> <td>④数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> <tr> <td>⑤過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>⑥退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">292</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>① 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準</p> <p>② 割引率 2.00%</p> <p>③ 期待運用収益率 2.00%</p> <p>④ 過去勤務債務の額の処理年数 5年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を費用処理する方法)</p> <p>⑤ 数理計算上の差異の処理年数 8年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を費用処理する方法。 ただし、翌連結会計年度から費用処理しております。)</p>	①退職給付債務	3,933百万円	(内訳)		②未認識数理計算上の差異	△371	③未認識過去勤務債務	30	④年金資産	3,832	⑤退職給付引当金	441	①勤務費用	230百万円	②利息費用	74	③期待運用収益	△63	④数理計算上の差異の費用処理額	40	⑤過去勤務債務の費用処理額	10	⑥退職給付費用	292	<p>1 採用している退職給付制度の概要 (同左)</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">①退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,068百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(内訳)</td> </tr> <tr> <td>②未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">△435</td> </tr> <tr> <td>③未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> <tr> <td>④年金資産</td> <td style="text-align: right;">4,131</td> </tr> <tr> <td>⑤退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">351</td> </tr> </table> <p>(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">①勤務費用</td> <td style="text-align: right;">237百万円</td> </tr> <tr> <td>②利息費用</td> <td style="text-align: right;">77</td> </tr> <tr> <td>③期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△76</td> </tr> <tr> <td>④数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△16</td> </tr> <tr> <td>⑤過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>⑥退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">232</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 (同左)</p>	①退職給付債務	4,068百万円	(内訳)		②未認識数理計算上の差異	△435	③未認識過去勤務債務	20	④年金資産	4,131	⑤退職給付引当金	351	①勤務費用	237百万円	②利息費用	77	③期待運用収益	△76	④数理計算上の差異の費用処理額	△16	⑤過去勤務債務の費用処理額	10	⑥退職給付費用	232
①退職給付債務	3,933百万円																																																
(内訳)																																																	
②未認識数理計算上の差異	△371																																																
③未認識過去勤務債務	30																																																
④年金資産	3,832																																																
⑤退職給付引当金	441																																																
①勤務費用	230百万円																																																
②利息費用	74																																																
③期待運用収益	△63																																																
④数理計算上の差異の費用処理額	40																																																
⑤過去勤務債務の費用処理額	10																																																
⑥退職給付費用	292																																																
①退職給付債務	4,068百万円																																																
(内訳)																																																	
②未認識数理計算上の差異	△435																																																
③未認識過去勤務債務	20																																																
④年金資産	4,131																																																
⑤退職給付引当金	351																																																
①勤務費用	237百万円																																																
②利息費用	77																																																
③期待運用収益	△76																																																
④数理計算上の差異の費用処理額	△16																																																
⑤過去勤務債務の費用処理額	10																																																
⑥退職給付費用	232																																																

[前へ](#)[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員162、子会社取締役2、子会社従業員2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 495,000
付与日	平成15年2月20日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成14年6月23日～平成16年6月22日
権利行使期間	平成16年6月23日～平成19年6月22日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員6
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 65,000
付与日	平成17年2月3日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成16年6月27日～平成18年6月26日
権利行使期間	平成18年6月27日～平成21年6月26日

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社執行役1、当社従業員8
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 76,000
付与日	平成17年8月19日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成17年6月26日～平成19年6月25日
権利行使期間	平成19年6月26日～平成22年6月25日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月22日	平成16年6月26日	平成17年6月25日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	—	65,000	76,000
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	3,000
権利確定(株)	—	65,000	—
未確定残(株)	—	—	73,000
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	12,000	—	—
権利確定(株)	—	65,000	—
権利行使(株)	9,000	38,000	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	3,000	27,000	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月22日	平成16年6月26日
権利行使価格(円)	285	1,033
行使時平均株価(円)	1,835	1,821

付与日における公正な評価単価（円）	—	—
-------------------	---	---

[前へ](#)

[次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(1) 流動資産	繰延税金資産
①繰延税金資産	(1) 流動資産
賞与引当金損金不算入額 412百万円	賞与引当金損金不算入額 400百万円
賞与引当金に対する社会保険料相当額 49	賞与引当金に対する社会保険料相当額 47
事業税付加価値割及び資本割 33	事業税付加価値割及び資本割 20
事業税所得割 263	事業税所得割 22
役員退職金未払額損金算入否認 101	役員退職金未払額損金算入否認 23
ポイントサービス引当金損金不算入額 154	ポイントサービス引当金損金不算入額 195
貸倒引当金損金算入否認 22	貸倒引当金損金算入否認 19
その他 57	その他 7
計 1,094	計 738
評価性引当額 △34	評価性引当額 △29
繰延税金資産合計 1,060	繰延税金負債 (流動) と相殺 △1
(2) 固定資産	繰延税金資産 (流動) 計 707
①繰延税金資産	(2) 固定資産
繰越欠損金 59百万円	繰越欠損金 81百万円
投資有価証券評価減否認 107	投資有価証券評価減否認 105
退職給付引当金損金不算入額 148	退職給付引当金損金不算入額 117
減価償却費限度超過額 72	減価償却費限度超過額 65
証券取引責任準備金損金不算入額 104	証券取引責任準備金損金不算入額 123
ゴルフ会員権評価減否認 139	ゴルフ会員権評価減否認 91
貸倒引当金損金算入否認 10	貸倒引当金損金算入否認 10
電話加入権評価損否認 26	電話加入権評価損否認 25
固定資産減損損失否認 73	固定資産減損損失否認 70
その他 72	その他 64
計 814	計 755
評価性引当額 △633	評価性引当額 △610
繰延税金資産合計 180	繰延税金負債 (固定) と相殺 △142
②繰延税金負債	繰延税金資産 (固定) 計 1
その他有価証券評価差額金 △563百万円	繰延税金資産合計 708
繰延税金負債合計 △563	繰延税金負債
繰延税金負債の純額 △382	(1) 流動負債
	還付事業税所得割 1百万円
	繰延税金資産 (流動) と相殺 △1
	繰延税金負債 (流動) 計 —
	(2) 固定負債
	その他有価証券評価差額金 △522

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
	繰延税金資産 (固定) と相殺 142
	繰延税金負債 (固定) 計 △379

	繰延税金負債合計	△379
	繰延税金資産の純額	329
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 (調整)	40.69%
	交際費等永久に損金に されない項目	2.38
	住民税均等割額	0.44
	受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△0.37
	その他	0.41
	税効果会計適用後の 法人税等の負担額	<u>43.55</u>

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「投資・金融サービス業」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「投資・金融サービス業」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【海外売上高(営業収益)】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

海外営業収益が連結営業収益の10%未満であるので、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外営業収益が連結営業収益の10%未満であるので、記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員 及 び 近 親 者	不破利之	—	—	当社取締役 (兼)執行役 常務	直接 0.11	—	—	資本取引 (注)	10	—	—
	野口 猛	—	—	当社取締役	直接 0.15	—	—	資本取引 (注)	19	—	—
	渡邊啓司	—	—	当社取締役 監査法人 トーマツ 代表社員	直接 0.14	—	—	資本取引 (注)	23	—	—
	田名網信孝	—	—	当社執行役 常務	直接 0.12	—	—	資本取引 (注)	16	—	—
	上屋敷 徹	—	—	当社上席 執行役	直接 0.19	—	—	資本取引 (注)	9	—	—
	原田満宏	—	—	当社上席 執行役	直接 0.11	—	—	資本取引 (注)	9	—	—
	廣玉輝士	—	—	当社執行役	直接 0.09	—	—	資本取引 (注)	12	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) ストックオプションの行使により、自己株式を譲渡したものであります。

なお、当該ストックオプションは、平成13年6月23日開催の定時株主総会の特別決議により付与されたものであります。

3 子会社等

該当事項はありません。

4 兄弟会社等

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員 及 び 近 親 者	久木田 伸	—	—	当社取締役 (兼)執行役 専務	直接 0.13	—	—	資本取引 (注)	9	—	—
	廣玉輝士	—	—	当社執行役	直接 0.10	—	—	資本取引 (注)	3	—	—
	山崎泰明	—	—	当社執行役	直接 0.04	—	—	資本取引 (注)	0	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) ストックオプションの行使により、自己株式を譲渡したものであります。

なお、当該ストックオプションは、平成13年6月23日開催の定時株主総会の特別決議により付与されたものであります。

3 子会社等

該当事項はありません。

4 兄弟会社等

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	858.11円	1株当たり純資産額	826.71円
1株当たり当期純利益	122.64円	1株当たり当期純利益	81.09円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	120.75円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	80.86円

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	—	39,318
普通株式に係る純資産額(百万円)	—	39,274
差額の主な内訳(百万円)		
少数株主持分	—	44
普通株式の発行済株式数(千株)	—	48,083
普通株式の自己株式数(千株)	—	576
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	—	47,506

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益(百万円)	5,757	3,848
普通株式に係る当期純利益(百万円)	5,757	3,848
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	46,943	47,459
当期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)		
新株予約権	70	45
自己株式譲渡方式によるストックオプション	661	92
普通株式増加数(千株)	732	138
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社の子会社である株式会社いちよし経済研究所が I R活動支援コンサルティング部門である I R室を分離独立させ、新たに子会社を設立することに伴い、平成18年4月28日開催の当社取締役会において、当社が全額出資することを決議いたしました。

新たに設立する会社の概要は下記のとおりであります。

1. 目的	株式会社いちよし経済研究所からの I R活動支援コンサルティング部門である I R室の分離独立
2. 会社の名称	株式会社いちよし I R 研究所
3. 事業内容	I R活動支援コンサルティング業務他
4. 規模	資本金100百万円 従業員10名程度
5. 設立の時期	平成18年7月3日(予定)
6. 取得する株式の数	2,000株
7. 取得価額	100百万円
8. 取得後の持分比率	100%

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

⑥ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前連結会計 年度末残高 (百万円)	当連結会計 年度末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	580	580	1.58	—

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第64期 (平成18年3月31日)		第65期 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			11,920		7,802
預託金			5,074		4,902
トレーディング商品	※2		790		455
商品有価証券等		790		455	
約定見返勘定			230		194
信用取引資産			51,112		34,747
信用取引貸付金		50,613		34,677	
信用取引借証券担保金		499		70	
有価証券担保貸付金			168		81
借入有価証券担保金		168		81	
立替金			92		65
募集等払込金			1,998		1,926
短期差入保証金			1,900		28
短期貸付金			35		27
前払金			25		17
前払費用			52		61
未収入金			39		23
未収収益			1,130		1,008
繰延税金資産			1,045		698
貸倒引当金			△59		△51
流動資産計			75,557	85.8	51,989
80.0					
固定資産					
有形固定資産	※1		4,146		4,309
建物		1,717		1,669	
器具・備品		979		1,142	
土地	※9	1,450		1,498	
無形固定資産			429		644
ソフトウェア		422		638	
電話加入権		7		5	

区分	注記 番号	第64期 (平成18年3月31日)		第65期 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
投資その他の資産			7,950		8,063
投資有価証券	※2	4,287		4,364	
関係会社株式		1,937		2,037	
出資金		1		1	
社内長期貸付金		68		52	
関係会社長期貸付金		100		—	
長期差入保証金		1,538		1,600	
長期前払費用		26		15	
その他		16		16	
貸倒引当金		△25		△25	
固定資産計			12,527	14.2	13,017
資産合計			88,085	100.0	65,006
(負債の部)					
流動負債					
トレーディング商品			1		1
デリバティブ取引		1		1	
信用取引負債			33,062		15,741
信用取引借入金	※2	32,065		14,972	
信用取引貸証券受入金		997		769	
有価証券担保借入金			156		77
有価証券貸借取引受入金		156		77	
預り金			5,039		4,780
受入保証金			1,676		1,304
短期借入金	※2		580		580
前受収益			5		17
未払金			718		304
未払費用			315		393
未払法人税等	※3		3,837		385
賞与引当金			950		930
ポイントサービス引当金			380		480
流動負債計			46,724	53.1	24,996

区分	注記 番号	第64期 (平成18年3月31日)		第65期 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
固定負債					
繰延税金負債			389		379
再評価に係る繰延税金負債	※9		51		51
退職給付引当金			426		350
その他の固定負債			48		37
固定負債計			916	1.0	818
特別法上の準備金					
証券取引責任準備金	※4		256		304
特別法上の準備金計			256	0.3	304
負債合計			47,897	54.4	26,119
(資本の部)					
資本金	※6		14,555	16.5	—
資本剰余金					
資本準備金			3,683		—
その他資本剰余金			7,619		—
資本準備金減少差益		7,585			—
自己株式処分差益		33			—
資本剰余金合計			11,302	12.8	—
利益剰余金					
任意積立金			7,000		—
別途積立金		7,000			—
当期末処分利益			8,846		—
利益剰余金合計			15,846	18.0	—
土地再評価差額金	※9		△2,000	△2.3	—
その他有価証券評価差額金			821	1.0	—
自己株式	※7		△337	△0.4	—
資本合計			40,187	45.6	—
負債・資本合計			88,085	100.0	—

区分	注記 番号	第64期 (平成18年3月31日)		第65期 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			—	14,576	
資本剰余金					
資本準備金		—		3,704	
その他資本剰余金		—		7,621	
資本剰余金合計			—	11,325	
利益剰余金					
その他利益剰余金					
別途積立金		—		7,000	
繰越利益剰余金		—		7,485	
利益剰余金合計			—	14,485	
自己株式			—	△267	
株主資本合計			—	40,120	61.7
評価・換算差額等					
その他有価証券評価 差額金			—	766	
土地再評価差額金	※9		—	△2,000	
評価・換算差額等合計			—	△1,233	△1.9
純資産合計			—	38,886	59.8
負債純資産合計			—	65,006	100.0

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	第64期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		第65期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益					
受入手数料			23,819		22,229
委託手数料		13,208		9,879	
引受け・売出し手数料		1,028		803	
募集・売出しの取扱手数料		5,097		5,617	
その他		4,484		5,928	
トレーディング損益	※1		1,897		1,456
金融収益	※2		768		834
営業収益計			26,485	100.0	24,520
金融費用	※10		186	0.7	199
純営業収益			26,299	99.3	24,320
販売費・一般管理費			16,838	63.6	17,975
取引関係費	※3	2,486		2,556	
人件費	※4	8,852		9,287	
不動産関係費	※5	1,580		1,770	
事務費	※6	2,416		2,756	
減価償却費	※7	523		616	
租税公課	※8	210		193	
貸倒引当金繰入		34		—	
その他	※9	734		794	
営業利益			9,460	35.7	6,344
営業外収益			120	0.5	197
雑益	※11	120		197	
営業外費用			52	0.2	57
雑損	※12	52		57	
経常利益			9,527	36.0	6,485
特別利益					
固定資産売却益	※13	—		0	
投資有価証券売却益		190		432	
ゴルフ会員権売却益		—		0	
貸倒引当金戻入		0		8	
特別利益計			190	0.7	440
特別損失					
固定資産除却損	※14	73		64	
投資有価証券評価減		56		—	
ゴルフ会員権売却損		—		5	
店舗統廃合費用	※15	17		8	
証券取引責任準備金繰入		61		48	
特別損失計			208	0.8	126
税引前当期純利益			9,509	35.9	6,799
法人税、住民税及び事業税		4,369		2,575	
法人税等調整額		△352	4,016	15.2	378
当期純利益			5,492	20.7	3,845
前期繰越利益			4,057		—
中間配当額			704		—
当期末処分利益			8,846		—

③ 【利益処分計算書】

取締役会決議年月日		第64期 平成18年5月19日	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
(当期末処分利益の処分)			
当期末処分利益			8,846
利益処分類			
配当金		4,018	4,018
次期繰越利益			4,827
(その他資本剰余金の処分)			
その他資本剰余金			
資本準備金減少差益		7,585	
自己株式処分差益		33	7,619
その他資本剰余金処分類			—
その他資本剰余金次期繰越額			
資本準備金減少差益		7,585	
自己株式処分差益		33	7,619

(注) 第64期配当金は、1株につき85円であります。

内訳(1株につき、普通配当 30円 設立55周年記念配当 55円)

平成17年11月22日に704百万円(1株につき15円)の中間配当を実施しております。

④ 【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,555	3,683	7,619	11,302
事業年度中の変動額				
新株の発行	20	20		20
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			2	2
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)	20	20	2	23
平成19年3月31日残高(百万円)	14,576	3,704	7,621	11,325

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	7,000	8,846	15,846	△337	41,365
事業年度中の変動額					
新株の発行					41
剰余金の配当		△5,205	△5,205		△5,205
当期純利益		3,845	3,845		3,845
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				72	74
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	△1,360	△1,360	70	△1,245
平成19年3月31日残高(百万円)	7,000	7,485	14,485	△267	40,120

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	821	△2,000	△1,178	40,187
事業年度中の変動額				
新株の発行				41
剰余金の配当				△5,205
当期純利益				3,845
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				74
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△55		△55	△55
事業年度中の変動額合計(百万円)	△55	—	△55	△1,300
平成19年3月31日残高(百万円)	766	△2,000	△1,233	38,886

重要な会計方針

<p>第64期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>第65期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1 トレーディングの目的及び範囲 当社におけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社が利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。</p> <p>当社のトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等があります。</p> <p>2 トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。</p> <p>3 トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部資本直入する方法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。</p> <p>② 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p>	<p>1 トレーディングの目的及び範囲 (同左)</p> <p>2 トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>3 トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左)</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。</p> <p>② 時価のないもの (同左)</p>

<p style="text-align: center;">第64期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第65期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">建 物：3年～50年 器具備品：3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>5 繰延資産の処理方法 新株発行費 支払時全額費用処理</p> <p>6 引当金及び準備金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">① 一般債権 貸倒実績率法によっております。</p> <p style="padding-left: 20px;">② 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による按分額を翌期より費用処理しております。</p>	<p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 (同左)</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 (同左)</p> <p>5 繰延資産の処理方法 株式交付費 支払時全額費用処理</p> <p>6 引当金及び準備金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 (同左)</p> <p>(2) 賞与引当金 (同左)</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による按分額を翌事業年度より費用処理しております。</p>

<p style="text-align: center;">第64期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第65期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(4) ポイントサービス引当金 「いちよしポイントサービス」の顧客のポイントの利用による費用負担に備えるため、過去の利用実績率に基づき当期末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p> <p>(5) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条及び「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>8 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰延べる方法によっております。 なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ①ヘッジ手段 金利スワップ取引 ②ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるもの。</p> <p>(3) ヘッジ方針 社内管理規程に従い、金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。 特例処理の要件を満たしている金利スワップにおいては、有効性の判定は省略しております。</p> <p>9 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>(4) ポイントサービス引当金 「いちよしポイントサービス」の顧客のポイントの利用による費用負担に備えるため、過去の利用実績率に基づき当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p> <p>(5) 証券取引責任準備金 (同左)</p> <p>7 リース取引の処理方法 (同左)</p> <p>8 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。 なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左)</p> <p>(3) ヘッジ方針 (同左)</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 (同左)</p> <p>9 消費税等の会計処理方法 (同左)</p>

会計方針の変更

<p>第64期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>第65期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、当事業年度末の従来資本合計に相当する金額は38,886百万円であります。 当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これによる、損益に与える影響はありません。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第64期 (平成18年3月31日)					第65期 (平成19年3月31日)																				
※1 有形固定資産から控除した減価償却累計額は3,596百万円であります。					※1 有形固定資産から控除した減価償却累計額は3,379百万円であります。																				
※2 担保に供している資産は次のとおりであります。					※2 担保に供している資産は次のとおりであります。																				
被担保債務		担保に供している資産			被担保債務		担保に供している資産																		
科目	期末残高 (百万円)	トレー ディング 商品 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	計 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	トレー ディング 商品 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	計 (百万円)																
短期借入金	580	—	936	936	短期借入金	580	—	858	858																
金融機関 借入金	430	—	921	921	金融機関 借入金	430	—	843	843																
証券金融 会社 借入金	150	—	15	15	証券金融 会社 借入金	150	—	15	15																
信用取引 借入金	32,065	—	28	28	信用取引 借入金	14,972	—	162	162																
計	32,645	—	965	965	計	15,552	—	1,021	1,021																
<p>(注) 上記のほか、トレーディング商品を先物為替予約取引の担保として14百万円、投資有価証券を先物取引証拠金等の代用として19百万円、信用取引の自己融資見返り株券を短期借入金に対して211百万円、信用取引借入金に対して10,691百万円、先物取引証拠金等の代用として82百万円、取引所等の信託金、保証金及び清算基金の代用として520百万円差し入れております。</p>					<p>(注) 上記のほか、トレーディング商品を先物為替予約取引の担保として14百万円、投資有価証券を先物取引証拠金等の代用として13百万円、信用取引の自己融資見返り株券を短期借入金に対して86百万円、信用取引借入金に対して6,998百万円、先物取引証拠金等の代用として125百万円、取引所等の信託金及び清算基金の代用として405百万円差し入れております。</p>																				
<p>※3 未払法人税等は、下記の諸税金の未納額であります。</p> <table border="0"> <tr> <td>法人税</td> <td>2,568百万円</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>545</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>724</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,837</td> </tr> </table>					法人税	2,568百万円	法人住民税	545	法人事業税	724	計	3,837	<p>※3 未払法人税等は、下記の諸税金の未納額であります。</p> <table border="0"> <tr> <td>法人税</td> <td>215百万円</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>385</td> </tr> </table>					法人税	215百万円	法人住民税	62	法人事業税	106	計	385
法人税	2,568百万円																								
法人住民税	545																								
法人事業税	724																								
計	3,837																								
法人税	215百万円																								
法人住民税	62																								
法人事業税	106																								
計	385																								
<p>※4 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。</p> <p>証券取引責任準備金 証券取引法第51条</p> <p>5 偶発債務</p> <p>関係会社の一吉国際(香港)有限公司の証券取引に関連して発生する債務に対して、債務保証(極度枠US\$1,000万)を行っております。</p> <p>なお、当事業年度末の債務保証残高はありません。</p>					<p>※4 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。</p> <p>(同左)</p> <p>5 偶発債務</p> <p>(同左)</p>																				

第64期 (平成18年3月31日)	第65期 (平成19年3月31日)
<p>※6 会社が発行する株式の総数</p> <p>普通株式 168,159千株</p> <p>ただし、定款の定めにより株式の消却が行われた場合には、会社が発行する株式について、これに相当する株式数を減ずることになっております。</p> <p>発行済株式総数</p> <p>普通株式 48,036千株</p>	<p>※6</p>
<p>※7 自己株式の保有数</p> <p>普通株式 755千株</p>	<p>※7</p>
<p>8 配当可能利益からの控除額</p> <p>有価証券の時価評価により、純資産額が817百万円増加しております。</p> <p>なお、当該金額は商法施行規則第124条第3号の規定により、配当に充当することが制限されております。</p>	<p>8</p>
<p>※9 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。</p> <p>「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △363百万円</p>	<p>※9 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。</p> <p>「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △360百万円</p>
<p>10 有価証券等を差し入れた場合等の時価額</p> <p>①信用取引貸証券 1,103百万円</p> <p>②信用取引借入金本担保証券 33,176</p> <p>③貸付有価証券 600</p> <p>④長期差入保証金代用有価証券 229</p> <p>11 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額</p> <p>①信用取引貸付金本担保証券 49,812百万円</p> <p>②信用取引借証券 518</p> <p>③借入有価証券 2,204</p> <p>④受入証拠金代用有価証券 61</p> <p>⑤受入保証金代用有価証券 49,575</p> <p>⑥貸付有価証券に対する担保有価証券 491</p>	<p>10 有価証券等を差し入れた場合等の時価額</p> <p>①信用取引貸証券 834百万円</p> <p>②信用取引借入金本担保証券 14,987</p> <p>③貸付有価証券 165</p> <p>④長期差入保証金代用有価証券 153</p> <p>11 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額</p> <p>①信用取引貸付金本担保証券 34,016百万円</p> <p>②信用取引借証券 70</p> <p>③借入有価証券 1,151</p> <p>④受入証拠金代用有価証券 —</p> <p>⑤受入保証金代用有価証券 37,551</p> <p>⑥貸付有価証券に対する担保有価証券 129</p>

(損益計算書関係)

第64期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				第65期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
※1 トレーディング損益の内訳				※1 トレーディング損益の内訳			
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)		実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング 損益	1,398	△0	1,398	株券等トレーディング 損益	1,041	—	1,041
債券等・その他の トレーディング損益	500	△0	499	債券等・その他の トレーディング損益	414	0	414
債券等トレーディ ング損益	487	1	488	債券等トレーディ ング損益	377	1	379
その他のトレーディ ング損益	13	△1	11	その他のトレーディ ング損益	36	△1	35
計	1,898	△0	1,897	計	1,456	0	1,456
※2 金融収益の内訳				※2 金融収益の内訳			
信用取引受取利息・品貸料		725	百万円	信用取引受取利息・品貸料		800	百万円
受取配当金		0		受取配当金		0	
受取債券利子		25		受取債券利子		17	
受取利息		5		受取利息		7	
その他		11		その他		8	
計		768		計		834	
※3 取引関係費の内訳				※3 取引関係費の内訳			
支払手数料		518	百万円	支払手数料		456	百万円
取引所・協会費		209		取引所・協会費		208	
通信・運送費		565		通信・運送費		613	
旅費・交通費		307		旅費・交通費		289	
広告宣伝費		391		広告宣伝費		447	
交際費		204		交際費		216	
ポイントサービス引当金繰入		289		ポイントサービス引当金繰入		323	
計		2,486		計		2,556	
※4 人件費の内訳				※4 人件費の内訳			
役員報酬・従業員給料		6,125	百万円	役員報酬・従業員給料		6,517	百万円
歩合外務員給料		307		歩合外務員給料		215	
福利厚生費		1,014		福利厚生費		1,189	
賞与引当金繰入		950		賞与引当金繰入		930	
退職給付費用		277		退職給付費用		215	
その他		177		その他		218	
計		8,852		計		9,287	

第64期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第65期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※5 不動産関係費の内訳 不動産費 1,055 百万円 器具・備品費 525 計 1,580	※5 不動産関係費の内訳 不動産費 1,147 百万円 器具・備品費 623 計 1,770
※6 事務費の内訳 事務委託費 2,295 百万円 事務用品費 121 計 2,416	※6 事務費の内訳 事務委託費 2,615 百万円 事務用品費 141 計 2,756
※7 減価償却費の内訳 有形固定資産 381 百万円 無形固定資産 125 投資その他の資産 16 計 523	※7 減価償却費の内訳 有形固定資産 428 百万円 無形固定資産 171 投資その他の資産 16 計 616
※8 租税公課の内訳 事業税付加価値割及び資本割 136 百万円 事業所税 17 固定資産税及び自動車税 32 印紙税 8 その他 17 計 210	※8 租税公課の内訳 事業税付加価値割及び資本割 118 百万円 事業所税 18 固定資産税及び自動車税 33 印紙税 5 その他 17 計 193
※9 その他の内訳 図書費 40 百万円 営業資料費 354 水道光熱費 78 諸会費 12 その他 249 計 734	※9 その他の内訳 図書費 32 百万円 営業資料費 393 水道光熱費 77 諸会費 10 その他 280 計 794
※10 金融費用の内訳 信用取引支払利息・品借料 165 百万円 支払利息 10 その他 10 計 186	※10 金融費用の内訳 信用取引支払利息・品借料 175 百万円 支払利息 15 その他 8 計 199
※11 雑益の内訳 投資有価証券配当金 40 百万円 投資事業組合運用利益 23 団体定期保険配当金 15 その他 41 計 120	※11 雑益の内訳 投資有価証券配当金 130 百万円 投資事業組合運用利益 17 団体定期保険配当金 18 その他 30 計 197
※12 雑損の内訳 顧客係争和解金 23 百万円 投資事業組合運用損失 14 貸借取引権利処理等手数料 8 その他 6 計 52	※12 雑損の内訳 投資事業組合運用損失 47 百万円 貸借取引権利処理等手数料 6 その他 3 計 57

<p style="text-align: center;">第64期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第65期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>※13</p> <p>※14 固定資産除却損は、店舗移転及び改装に伴う建物及び器具備品の除却等であります。</p> <p>※15 店舗統廃合費用は、小豆島支店、加古川支店、伏見支店及び学園前支店の移転費用等であります。</p>	<p>※13 固定資産売却益は、建物及び土地の売却益であります。</p> <p>※14 固定資産除却損は、店舗移転及び改装に伴う建物及び器具備品の除却等であります。</p> <p>※15 店舗統廃合費用は、伏見支店、御坊支店の移転費用等であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第65期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	755,725	865	180,080	576,510

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 865株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

役員、従業員のストックオプションの権利行使による減少 180,000株

単元未満株式の売渡しによる減少 80株

[次へ](#)

(リース取引関係)

第64期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第65期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																				
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">器具・備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">77百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">31</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。</p> <p>(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7</td> </tr> </tbody> </table>		器具・備品	取得価額相当額	77百万円	減価償却累計額相当額	31	期末残高相当額	46	1年内	12百万円	1年超	34	計	46	支払リース料	15百万円	減価償却費相当額	15	未経過リース料		1年内	3百万円	1年超	4	計	7	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">器具・備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">58百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">31</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。</p> <p>(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">63</td> </tr> </tbody> </table>		器具・備品	取得価額相当額	58百万円	減価償却累計額相当額	15	期末残高相当額	42	1年内	11百万円	1年超	31	計	42	支払リース料	12百万円	減価償却費相当額	12	未経過リース料		1年内	28百万円	1年超	34	計	63
	器具・備品																																																				
取得価額相当額	77百万円																																																				
減価償却累計額相当額	31																																																				
期末残高相当額	46																																																				
1年内	12百万円																																																				
1年超	34																																																				
計	46																																																				
支払リース料	15百万円																																																				
減価償却費相当額	15																																																				
未経過リース料																																																					
1年内	3百万円																																																				
1年超	4																																																				
計	7																																																				
	器具・備品																																																				
取得価額相当額	58百万円																																																				
減価償却累計額相当額	15																																																				
期末残高相当額	42																																																				
1年内	11百万円																																																				
1年超	31																																																				
計	42																																																				
支払リース料	12百万円																																																				
減価償却費相当額	12																																																				
未経過リース料																																																					
1年内	28百万円																																																				
1年超	34																																																				
計	63																																																				

(有価証券関係)

第64期(平成18年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

第65期(平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(税効果会計関係)

第64期 (平成18年3月31日)	第65期 (平成19年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳
(1) 流動資産	繰延税金資産
①繰延税金資産	(1) 流動資産
賞与引当金損金不算入額 386百万円	賞与引当金損金不算入額 378百万円
賞与引当金に対する社会保険料相当額 46	賞与引当金に対する社会保険料相当額 45
事業税付加価値割及び資本割 32	事業税付加価値割及び資本割 20
事業税所得割 260	事業税所得割 22
役員退職金未払額損金算入否認 101	役員退職金未払額損金算入否認 23
ポイントサービス引当金損金不算入額 154	ポイントサービス引当金損金不算入額 195
貸倒引当金損金算入否認 22	貸倒引当金損金算入否認 19
その他 57	その他 7
計 1,061	小計 713
評価性引当額 △16	評価性引当額 △15
繰延税金資産合計 1,045	繰延税金資産(流動)計 698
(2) 固定資産	(2) 固定資産
①繰延税金資産	投資有価証券評価減否認 104百万円
投資有価証券評価減否認 106百万円	関係会社株式評価減否認 69
関係会社株式評価減否認 69	退職給付引当金損金不算入額 117
退職給付引当金損金不算入額 148	減価償却費限度超過額 65
減価償却費限度超過額 72	証券取引責任準備金損金不算入額 123
証券取引責任準備金損金不算入額 104	ゴルフ会員権評価減否認 91
ゴルフ会員権評価減否認 139	貸倒引当金損金算入否認 10
貸倒引当金損金算入否認 10	電話加入権評価損否認 25
電話加入権評価損否認 25	固定資産減損損失否認 70
固定資産減損損失否認 73	その他 63
その他 66	小計 741
計 817	評価性引当額 △598
評価性引当額 △643	繰延税金負債(固定)と相殺 △142
繰延税金資産合計 173	繰延税金資産(固定)計 —
②繰延税金負債	繰延税金資産合計 698
その他有価証券評価差額金 △563百万円	繰延税金負債
繰延税金負債合計 △563	(1) 固定負債
繰延税金負債の純額 △389	その他有価証券評価差額金 △522百万円
	繰延税金資産(固定)と相殺 142

第64期 (平成18年3月31日)	第65期 (平成19年3月31日)
	繰延税金負債合計 △379

	繰延税金資産の純額	318
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 (調整)	40.69%
	交際費等永久に損金に されない項目	2.36
	住民税均等割額	0.43
	受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△0.37
	その他	0.33
	税効果会計適用後の 法人税等の負担額	43.44

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(1株当たり情報)

第64期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		第65期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	849.98円	1株当たり純資産額	818.56円
1株当たり当期純利益	117.00円	1株当たり当期純利益	81.03円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	115.20円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	80.79円

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	第64期 (平成18年3月31日)	第65期 (平成19年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	—	38,886
普通株式に係る純資産額(百万円)	—	38,886
普通株式の発行済株式数(千株)	—	48,083
普通株式の自己株式数(千株)	—	576
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	—	47,506

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	第64期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第65期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(百万円)	5,492	3,845
普通株式に係る当期純利益(百万円)	5,492	3,845
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	46,943	47,459
当期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)		
新株予約権	70	45
自己株式譲渡方式によるストックオプション	661	92
普通株式増加数(千株)	732	138
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

第64期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社の子会社である株式会社いちよし経済研究所が I R活動支援コンサルティング部門である I R室を分離独立させ、新たに子会社を設立することに伴い、平成18年4月28日開催の当社取締役会において、当社が全額出資することを決議いたしました。

新たに設立する会社の概要は下記のとおりであります。

1. 目的	株式会社いちよし経済研究所からの I R活動支援コンサルティング部門である I R室の分離独立
2. 会社の名称	株式会社いちよし I R 研究所
3. 事業内容	I R活動支援コンサルティング業務他
4. 規模	資本金100百万円 従業員10名程度
5. 設立の時期	平成18年7月3日(予定)
6. 取得する株式の数	2,000株
7. 取得価額	100百万円
8. 取得後の持分比率	100%

第65期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

[前へ](#)

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額(百万円)
投資有価証券	その他有価証券	日本アジア投資	1,087,000
		大阪証券取引所	900
		長野計器	329,120
		日本証券金融	115,780
		石井表記	36,000
		大利根C C	2
		明光商会	26,400
		東京証券会館	68,644
		ナ・デックス	33,000
		ピーアーク	30,000
		その他(82銘柄)	1,118,258
		小計	2,845,104
計		2,845,104	3,080

【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
トレーディング 商品	売買目的有価証券	国債(78銘柄)	198
		地方債(7銘柄)	32
		特殊債(1銘柄)	14
		社債(3銘柄)	37
		外貨建債券(41銘柄)	—
		小計	—
計		—	455

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等 (口)	貸借対照表計上額(百万円)
投資有価証券	その他有価証券	(証券投資信託の受益証券) メルキオ ジャパン アプソリュ ート ファンド	12,000
		小計	12,000
		(投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資) 次世代経営者応援基金2005	20.0
		その他(16銘柄)	85.5
		小計	105.5
計		—	1,284

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,945	147	252	3,840	2,170	170	1,669
器具・備品	2,347	461	457	2,351	1,209	257	1,142
土地	1,450	56	8	1,498	—	—	1,498
有形固定資産計	7,743	664	718	7,689	3,379	428	4,309
無形固定資産							
ソフトウェア	850	385	—	1,236	597	169	638
電話加入権	28	—	0	28	22	1	5
無形固定資産計	879	385	0	1,264	620	171	644
長期前払費用	97	7	16	87	71	16	15

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建	物	店舗リニューアルによる移転、改装費用（4店舗）	72百万円
		店舗の新設（1店舗）	24 〃
器	具・備	店舗リニューアルによる移転、改装に伴う備品購入（4店舗）	26 〃
		店舗の新設に伴う備品購入（1店舗）	15 〃
		パソコン・コピー機及びFAX購入	116 〃
		ファイルサーバー導入費用	60 〃
		社内メールシステム更改に伴うサーバー購入	55 〃
土	地	土地取得（大阪市中央区）	56 〃
ソ	フトウ	インターネット口座閲覧システム	94 〃
		モバイルパソコン等シンクライアント化	64 〃
		ラップシステム導入費用	47 〃
		社内メールシステム更改	32 〃

2 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建	物	店舗リニューアルによる移転、改装に伴う除却（2店舗）	65百万円
		不用設備等除却	185 〃
器	具・備	パソコン除却	186 〃
		紙幣計算機等除却	73 〃

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注1)	85	10	0	18	77
賞与引当金 (注2)	950	930	939	10	930
ポイントサービス引当金	380	323	223	—	480
証券取引責任準備金	256	50	2	—	304

(注) 1 当期減少額(その他)は一般債権の洗替及び貸倒懸念債権等の回収等による戻入であります。

2 当期減少額(その他)は洗替による戻入であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

平成19年3月末日現在における主な資産・負債の内容は次のとおりであります。

なお、附属明細表において記載した項目については省略しております。

① 資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	857
預金	
当座預金	5,659
普通預金	847
定期預金	10
別段預金	0
郵便貯金	160
その他	266
小計	6,945
合計	7,802

ロ 預託金

区分	金額(百万円)
顧客分別金信託	4,700
その他の預け金	202
計	4,902

ハ 信用取引資産

区分	金額(百万円)
信用取引貸付金 (注1)	34,677
信用取引借証券担保金 (注2)	70
計	34,747

(注) 1 顧客の信用取引に係る株券の買付代金相当額

2 貸借取引により証券金融会社に差し入れている借証券の担保金

② 負債の部

イ 信用取引負債

区分	金額(百万円)
信用取引借入金 (注1)	14,972
信用取引貸証券受入金 (注2)	769
計	15,741

- (注) 1 貸借取引による証券金融会社からの借入金
2 顧客の信用取引に係る株券の売付代金相当額

ロ 預り金

区分	金額(百万円)
顧客からの預り金	2,563
その他の預り金 (注)	2,216
計	4,780

- (注) 代理事務業務に付随して発生する一時的な預り金、源泉所得税預り金等

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日(注1)	3月31日
株券の種類	100株券 500株券 1,000株券 5,000株券 10,000株券及び100株未満の株数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	1枚につき200円
株式失効の手続き	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
申請登録料	10,000円 株券1枚につき500円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
単元未満株式の売渡請求	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
売渡請求手数料	無料
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	なし

(注) 平成19年6月23日開催の定時株主総会決議により定款の一部変更が行われ、当会社の公告方法は次のとおりとなりました。
当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。

<http://www.ichiyoshi.co.jp/>

当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第64期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成18年6月27日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（提出会社の代表執行役の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成18年12月1日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書

事業年度 第65期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)平成18年12月22日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月24日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 重 松 孝 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 西 幹 男 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月25日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	西	幹	男	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	荒	井	憲	一 郎	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	廣	田	壽	俊	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月24日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 重 松 孝 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 西 幹 男 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月25日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 西 幹 男	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	荒 井 憲 一 郎	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	廣 田 壽 俊	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。